

R2住宅 南二軒屋神成団地

徳・南二軒屋 屋外排水設備改修工事

図面番号	図面名	縮尺	図面番号	図面名	縮尺
P-01	管工事仕様書(1)	1/NON	P-11	浄化槽 スラブ構造図	1/50
P-02	管工事仕様書(2)	1/NON	P-12	浄化槽 電気配線図	1/50
P-03	浄化槽工事 特記仕様書	1/NON	P-13	浄化槽 制御盤結線図 姿図	1/NON
P-04	配置図 付近見取図	1/200	P-14	浄化槽 山留め参考図	1/50
P-05	樹リスト	1/NON	P-15	既設撤去浄化槽参考 平面図 断面図	1/50
P-06	改修平面図	1/100	E-01	電気工事仕様書	1/NON
P-07	仮設配管平面図	1/100	E-02	電気工事 凡例・盤単線結線図	1/NON
P-08	土留工事前参考仮設計画図	1/100	E-03	電気工事 システム回路結線図	1/NON
P-09	掘削工事前参考仮設計画図	1/100	E-04	電気工事 配置図	1/200
P-10	浄化槽 一般構造図	1/50	E-05	電気工事 ポンプ室平面詳細図	1/50

課長	副課長	課長補佐	課長補佐	係長	担当

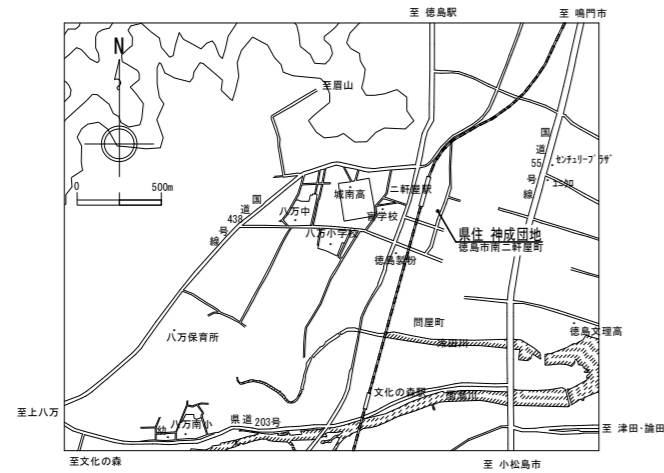
浄化槽工事 特記仕様書

章	項目	特記事項
1章 一般共通事項	1. 適用基準等	<ul style="list-style-type: none"> 交通整理員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に配置すること。 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一般又は二級の検定合格警備員の配置が（・義務付けられている ○義務付けられていない）。 警備員は、延34人（昼34人、夜0人：うち検定合格警備員0人）を見込んでいる。 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 受注者は、発注者が行う交通誘導員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 受注者は、「交通誘導員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。
2章 仮設工事	01. 敷地の状況確認	<ul style="list-style-type: none"> 着工に先立ち、敷地境界、既存構造物及び地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。
	02. ベンチマーク	<ul style="list-style-type: none"> 現況地盤高とする。（図示位置）
	03. 足場等	<ul style="list-style-type: none"> 仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。
	04. 現場内仮囲い	<ul style="list-style-type: none"> 仮囲い（A型バリケード、1.200x800）、チューブ保安灯、共程度とする。
3章 土工事	01. 根切り	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動その他による災害が発生しないよう、災害防止に必要な処置をすること。 敷地内に埋設が予想される設備配管等について十分調査し、支障がないようにすること。 根切り底は、地盤を攪乱しないよう、手作業（深さ30cm程度）とするか、バケットに特殊アタッチメントを取り付けた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける。
	02. 排水	<ul style="list-style-type: none"> 工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水構、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。
	03. 埋戻し及び盛土	<ul style="list-style-type: none"> 使用土は、(B種)とし、機器により締め固める。 余盛は、土質に応じ監督員と協議の上、余盛高さを決定すること。 浄化槽の周囲の埋戻しは砂の類によるものとし入念に埋戻しを行う。 六価クロム溶出試験を（・行う ○行わない）。 行った場合、土壌環境基準以下であることを確認すると共に、試験結果（計量証明書）を監督員に提出するものとする。 六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置」（平成12年3月31日建設第258号）の「六価クロム溶出試験実施要領(案)」により実施する。 土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合、試験の結果、六価クロムの溶出量が土壌環境基準を超えた場合等は、監督員と協議するものとする。
	04. 地均し	<ul style="list-style-type: none"> 建物の周囲、幅2m程度を、水はけよく地均しを行う。 地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ面を一樣になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐えうる程度に締め固める。
	05. 発生土の処理	<ul style="list-style-type: none"> 場外に搬出し適正処分とする。

章	項目	特記事項																								
4章 地業工事	06. 山留め	<ul style="list-style-type: none"> 山留めは、適切な資料に基づき構造計算を行い、安全に設置すること。また、設置期間中、周辺地域及び山止めの状況を点検するとともに、安全管理に必要な計測を行う。 山留めは、鋼矢板（Ⅲ型）工法自立式とする。 鋼矢板（Ⅲ型）打込・引抜共、油圧工法とする。 山留めは、工事後完了後撤去する。 																								
	01. 砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等	<ul style="list-style-type: none"> 材料は、市場品とする。 砂利及び砂地業 <ul style="list-style-type: none"> 厚さが300mmを超える場合は、300mmごとに締めめを行う。 砂利は、（・切込砂利、○再生クラッシュラン）とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用部位</th> <th>厚さ</th> <th>粒度範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切込砂利</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>切込砕石</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>再生クラッシュラン</td> <td>ベース下</td> <td>150</td> <td>RO-30</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 締めめは、ランマー3回突き、振動コンパクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締めめによる凸凹は目つぶし砂利で均しをする。 締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。 捨コンクリートは、無筋コンクリート（スランプ15cm、設計基準強度18N/mm²）とし、厚さは、50mmとする。 	種別	使用部位	厚さ	粒度範囲	切込砂利	—	—	—	切込砕石	—	—	—	再生クラッシュラン	ベース下	150	RO-30								
種別	使用部位	厚さ	粒度範囲																							
切込砂利	—	—	—																							
切込砕石	—	—	—																							
再生クラッシュラン	ベース下	150	RO-30																							
5章 鉄筋工事	01. 材料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>種類の記号</th> <th>径 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS-G-3112</td> <td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td>SD295A SD345</td> <td>D10、D13、D16 D19、D22、D25</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>JIS-G-3551</td> <td>溶接金網及び鉄筋格子</td> <td>網目の形状:</td> <td>寸法: 径:</td> </tr> </tbody> </table>	規格番号	規格名称	種類の記号	径 (mm)	JIS-G-3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A SD345	D10、D13、D16 D19、D22、D25	—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—	—	JIS-G-3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状:	寸法: 径:								
	規格番号	規格名称	種類の記号	径 (mm)																						
	JIS-G-3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A SD345	D10、D13、D16 D19、D22、D25																						
—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—	—																							
JIS-G-3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状:	寸法: 径:																							
02. 材料試験	<ul style="list-style-type: none"> 材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。 																									
03. 加工及び組立	<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋の継手は重ね継手とする。 結束線の端部は、内側に折り曲げる。 スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所も材種等について監督員の承諾を得ること。また、鋼製のスペーサーは型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。 鉄筋の定着方法及び長さは図示による。 																									
	04. 鉄筋のかぶり厚さ	<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。 																								
	05. 配筋検査	<ul style="list-style-type: none"> 主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。 																								
6章 コンクリート工事	01. 一般事項	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準強度 <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 Fc (N/mm²)</th> <th>調合管理強度 Fn (N/mm²)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種類</th> <th>気乾単位容積重量 (t/m³)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通</td> <td>21</td> <td>21+S</td> <td>15</td> <td>有</td> <td></td> <td>2.3</td> <td>スラブ</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>15</td> <td>無</td> <td></td> <td></td> <td>捨てコン</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度(Fc)に構造体強度補正值(S)を加えた値とする。 なお、構造体強度補正值(S)は、標仕表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。 コンクリートの強度試験 コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。 ○第4週強度確認 原則、公共試験機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。ただし、公共試験機関以外で行う場合は、工事監理者又は監督員立会いの上、行うこととする。 なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。 	コンクリートの種類	設計基準強度 Fc (N/mm ²)	調合管理強度 Fn (N/mm ²)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種類	気乾単位容積重量 (t/m ³)	適用箇所	普通	21	21+S	15	有		2.3	スラブ	普通	18	18	15	無			捨てコン
	コンクリートの種類	設計基準強度 Fc (N/mm ²)	調合管理強度 Fn (N/mm ²)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種類	気乾単位容積重量 (t/m ³)	適用箇所																		
普通	21	21+S	15	有		2.3	スラブ																			
普通	18	18	15	無			捨てコン																			
02. コンクリートの仕上り	<ul style="list-style-type: none"> 部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕表6.2.3による。 合板せき板を用いる打放し仕上げの種類は、(A、B、C)種とする。 コンクリートの仕上りの平たんさは、標仕表6.2.5による。 																									

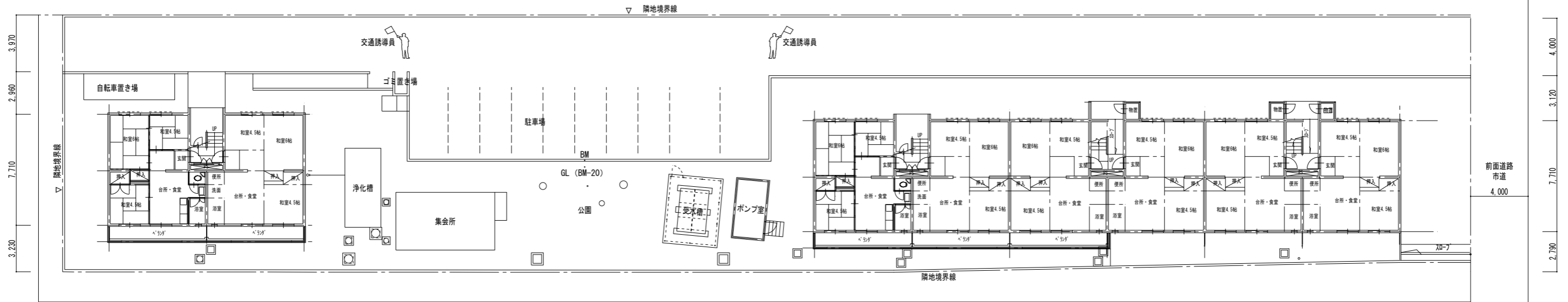
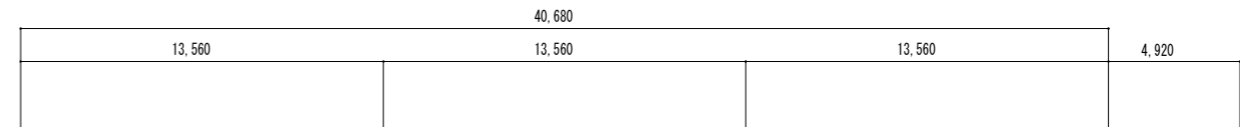
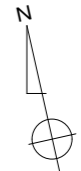
章	項目	特記事項																																			
03. 普通コンクリート		<ul style="list-style-type: none"> セメントの種類は普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種とする。 骨材は標仕6.3.1(b)による。 細骨材としてフェロニッケルスラグの使用はできる。 細骨材に含まれる塩化量は、NaCl換算で0.04%以下とする。 コンクリート中の塩化量は、0.3kg/m³以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。 試験りは、行わない。 所用空気量は、4.5%±1.5%とする。 受注者は、コンクリートの使用にあたって7%骨材反応を抑制する為、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 1) コンクリート中の7%骨材反応の抑制 7%骨材表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m³中に含まれる7%骨材総量をNa₂O換算で3.0kg以下にする。 2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS-R-5211高炉セメントに適合する高炉セメント〔B種又はC種〕あるいはJIS-R-52137%珪石セメントに適合する7%珪石セメント〔B種又はC種〕、もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材で7%骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 3) 安全と認められる骨材の使用 骨材の7%骨材反応性試験(化学法またはモルタル法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。試験方法は、JIS-A-1145骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法)またはJIS-A-5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法)」、JIS-A-1146骨材のアルカリシリカ反応性試験(モルタル法)またはJIS-A-5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験(モルタル法)」による。 																																			
	04. 製造工場の選定	<ul style="list-style-type: none"> ○混合材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1(d)によることとし、監督員の承諾を受けること。 ○コンクリートの打継ぎ目地の寸法は、標仕9.7.3〔目地寸法〕(a)(1)による。 ・工事開始に先立ち、工場を選定し監督職員の承諾を受ける。 																																			
	05. 型枠	<ul style="list-style-type: none"> ・型枠は、(○県産木製型枠・合板・金属製・樹脂系・打込み型枠)とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県産木製型枠</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td>杉</td> <td>12mm</td> <td>躯体・基礎</td> </tr> <tr> <td>6.9.3(b)(1)</td> <td>A種</td> <td>あり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.9.3(b)(2)</td> <td>B種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.9.3(b)(2)</td> <td>C種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.9.3(b)(2)</td> <td>普通型枠</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・目地材、面木の材質は樹脂発泡材とする。 	型枠の種類	仕上種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	県産木製型枠	—	なし	杉	12mm	躯体・基礎	6.9.3(b)(1)	A種	あり				6.9.3(b)(2)	B種	なし				6.9.3(b)(2)	C種	なし				6.9.3(b)(2)	普通型枠	なし		
型枠の種類	仕上種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																																
県産木製型枠	—	なし	杉	12mm	躯体・基礎																																
6.9.3(b)(1)	A種	あり																																			
6.9.3(b)(2)	B種	なし																																			
6.9.3(b)(2)	C種	なし																																			
6.9.3(b)(2)	普通型枠	なし																																			
06. 無筋コンクリート	<ul style="list-style-type: none"> ・無筋コンクリートは、次の場合に適用する。 ・捨てコンクリート ・補強筋を必要としないコンクリート 																																				
7章 左官工事	01. 床コンクリート直均し仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・施工箇所（スラブ端部） 																																			
8章 機械設備工事	01. 特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 請負者は速やかに、し尿浄化槽構造審査を受け、関係諸官庁への申請手続きを行うものとし、それらに係る費用は請負者の負担とする。 試運転調整に浄化槽運転開始後6ヶ月間の維持管理を行う。又浄化槽法に基づく法定検査（7条検査）を受けること。期間中監督員と協議の上、放流水の水質検査を行い、性能を確認すること。検査回数は1回/月とし、下記の項目について分析する。 PH、BOD、COD、SS、大腸菌群数 期間中の保守管理1回/週以上行うものとする。 試運転（維持管理）期間終了後、保守管理記録及び水質検査報告書を提出する。試運転（維持管理）に伴う費用は、すべて請負業者の負担とする。 FRP製合併処理槽の各槽内の配管材、支持金具、機器等は、メーカーの組込品とする。但し各槽内の配管以外の配管は、下記による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>備考</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS-K-6741</td> <td>硬質塩化ビニル管</td> <td>VP</td> <td>移流管・臭突管</td> </tr> <tr> <td>JIS-K-6741</td> <td>水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管</td> <td>HIVP</td> <td>流入・放流管</td> </tr> <tr> <td>JIS-K-6742</td> <td>水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管</td> <td>HIVP</td> <td>送気管(地中配管)</td> </tr> <tr> <td>JIS-G-3452</td> <td>配管用炭素鋼鋼管(白)</td> <td>SGP</td> <td>送気管(露出)</td> </tr> </tbody> </table>	番号	名称	備考	適用箇所	JIS-K-6741	硬質塩化ビニル管	VP	移流管・臭突管	JIS-K-6741	水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP	流入・放流管	JIS-K-6742	水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP	送気管(地中配管)	JIS-G-3452	配管用炭素鋼鋼管(白)	SGP	送気管(露出)															
	番号	名称	備考	適用箇所																																	
JIS-K-6741	硬質塩化ビニル管	VP	移流管・臭突管																																		
JIS-K-6741	水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP	流入・放流管																																		
JIS-K-6742	水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP	送気管(地中配管)																																		
JIS-G-3452	配管用炭素鋼鋼管(白)	SGP	送気管(露出)																																		
02. 試験	<ul style="list-style-type: none"> ・標準仕様書に基づく、槽の水張り試験、配管の試験を行うこと。 																																				

特記:	徳島県土整備部 住宅課	<ul style="list-style-type: none"> ●工事名 R2住宅 南二軒屋神成団地 徳・南二軒屋 屋外排水設備改修工事 ●図面名 浄化槽工事 特記仕様書 	<ul style="list-style-type: none"> ●図面番号 P-03 ●縮尺 1/NOH 	<p>株式会社 ACE 設計</p> <p>〒770-0044 徳島市庄町1丁目6番地2 Tel (088) 632-1103(代) Fax (088) 632-1198</p>
-----	-------------	--	---	---



付近見取図 SC=NON

工事現場付近は 7:00~21:00
大型車両進入禁止区間があります。



配置図 SC=1/200

徳島県土整備部 住宅課	●工事名	R 2 住宅 南二軒屋神成団地 徳・南二軒屋 屋外排水設備改修工事	●図面番号	P-04
	●図面名	配置図 付近見取図	●縮尺	1/200

株式会社 ACE 設計
〒770-0044 徳島市庄町1丁目6番地2
Tel (088) 632-1103 (代) Fax (088) 632-1198

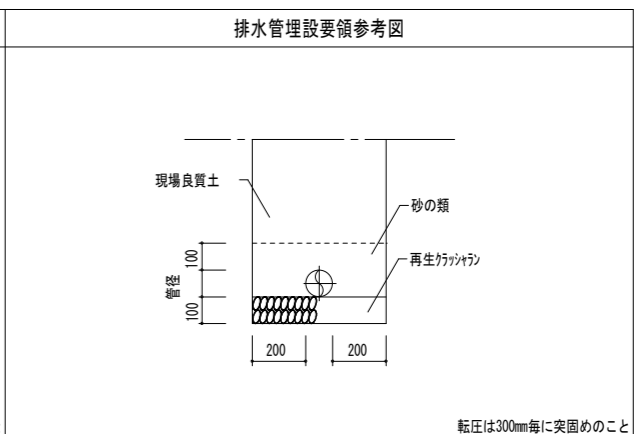
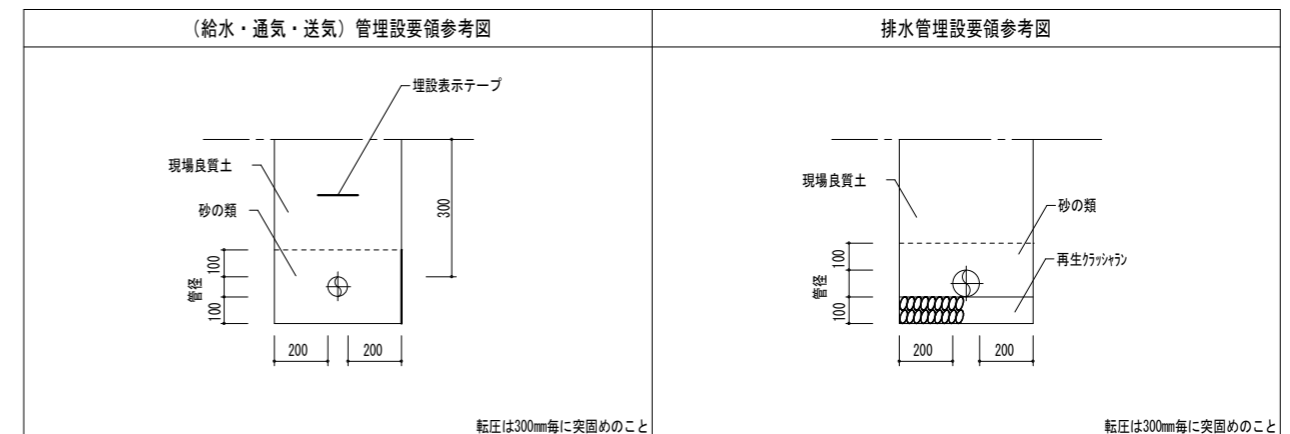
樹 リ ス ト (新設汚水樹)

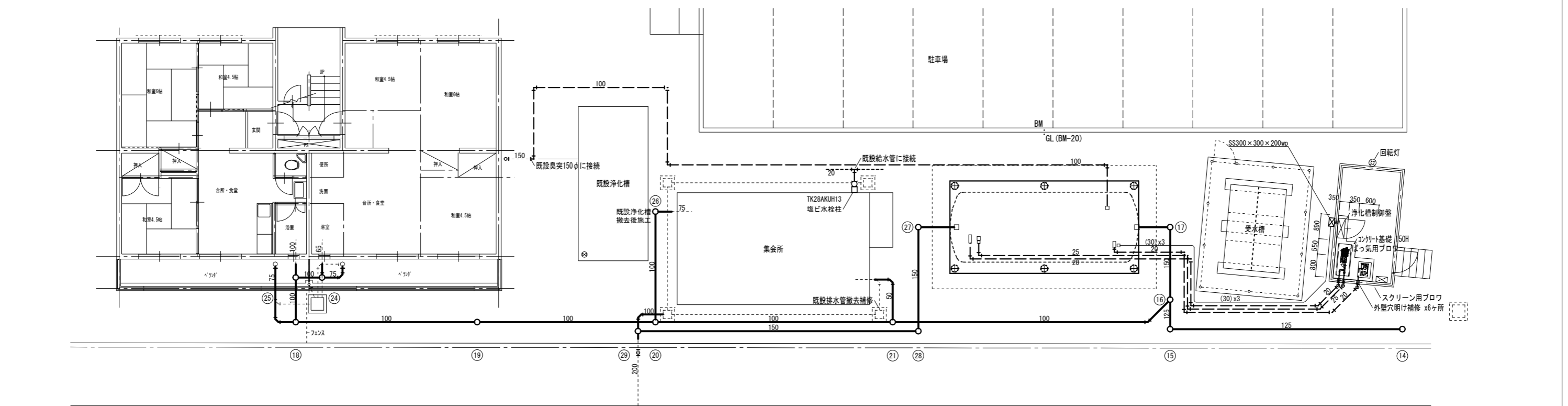
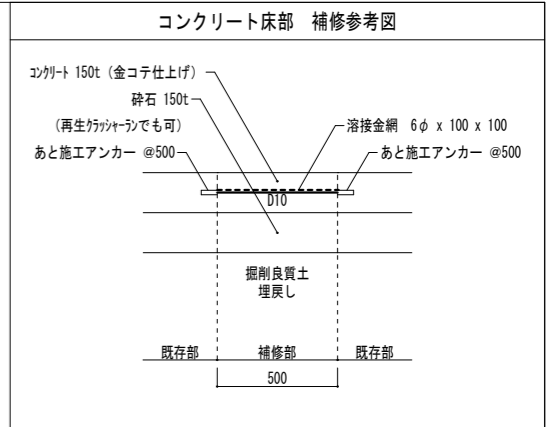
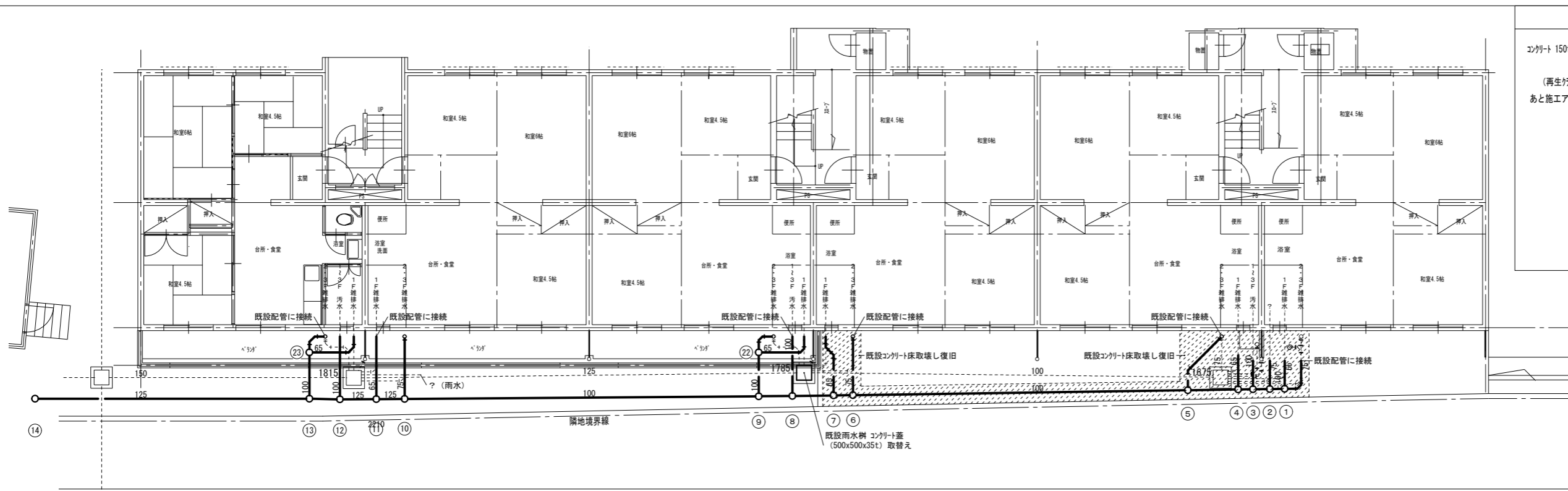
配管勾配 1/100を基準とし施工の事。

記号	名 称	規 格	内 寸 法	管底GL基準	周囲地盤高 GL基準	管底(周囲地盤)	備 考	蓋 類
①	汚水樹	塩ビ製樹	200φ	- 615	+ 505	-1, 120		塩ビ製密閉ふた (T-2)
②	"	"	"	- 620	"	-1, 125		"
③	"	"	"	- 625	"	-1, 130		"
④	"	"	"	- 630	"	-1, 135		"
⑤	"	"	"	- 650	"	-1, 155		"
⑥	"	"	"	- 755	"	-1, 260		"
⑦	"	"	"	- 765	"	-1, 270		"
⑧	"	"	"	- 780	+ 45	- 825		"
⑨	"	"	"	- 795	"	- 840		"
⑩	"	"	"	- 905	"	- 950		"
⑪	"	"	"	- 930	"	- 975		"
⑫	"	"	"	- 945	"	- 990		"
⑬	"	"	"	- 955	"	-1, 000		"
⑭	"	"	"	-1, 040	+ 90	-1, 130		"
⑮	"	"	"	-1, 125	+ 30	-1, 155		"
⑯	"	"	"	-1, 135	+ 25	-1, 160		"
⑰	"	"	"	-1, 165	+ 15	-1, 180		"
⑱	"	"	"	- 375	+ 45	- 420		"
⑲	"	"	"	- 440	+ 40	- 480		"
⑳	"	"	"	- 505	+ 30	- 535		"
㉑	"	"	"	- 590	"	- 620		"
㉒	"	"	"	- 780	+ 45	- 825		"
㉓	"	"	"	- 940	"	- 985		"
㉔	"	"	"	- 340	"	- 385		"
㉕	"	"	"	- 350	"	- 395		"
㉖	"	"	"	- 370	+ 30	- 400		"
㉗	"	"	"	- 720	+ 15	- 735		"
㉘	"	"	"	- 830	+ 30	- 860		"
㉙	"	"	"	- 930	"	- 960		"

樹 リ ス ト (既設撤去汚水樹)

記号	名 称	規 格	内 寸 法	管底GL基準	周囲地盤高 GL基準	管底(周囲地盤)	備 考	蓋 類
Ⓐ	汚水樹	塩ビ製樹	150φ			- 885		塩ビ製密閉ふた (T-2)
Ⓑ	"	SC-2	450x450			- 490		MHA-450
Ⓒ	"	"	"			- 650		"
Ⓓ	"	SC-3	600x600			- 690		MHA-600
Ⓔ	"	"	"			- 735		"
Ⓕ	"	SC-2	450x450			- 870		MHA-450
Ⓖ	"	"	"			- 415		"
Ⓗ	"	SC-3	600x600			- 520		MHA-600
Ⓘ	"	SC-1	350x350			- 210		MHA-350
Ⓙ	"	"	"			- 290		"
Ⓚ	ため樹	RC-3	600x600			-1, 030		MHA-600



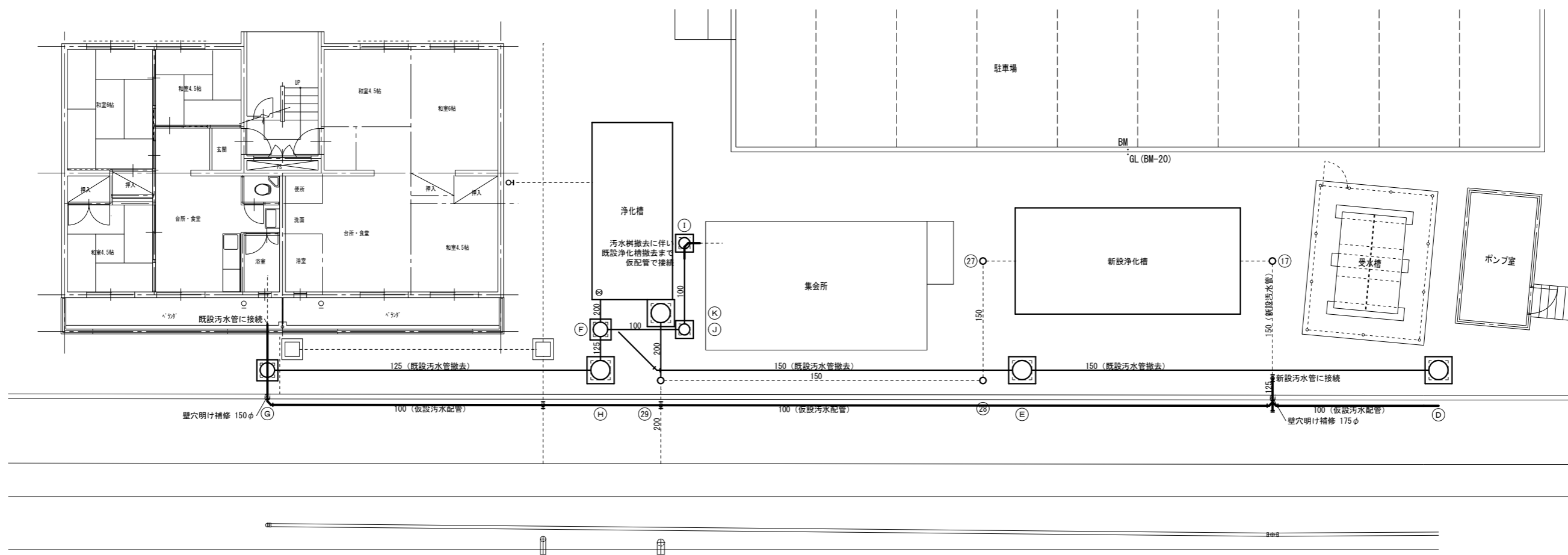
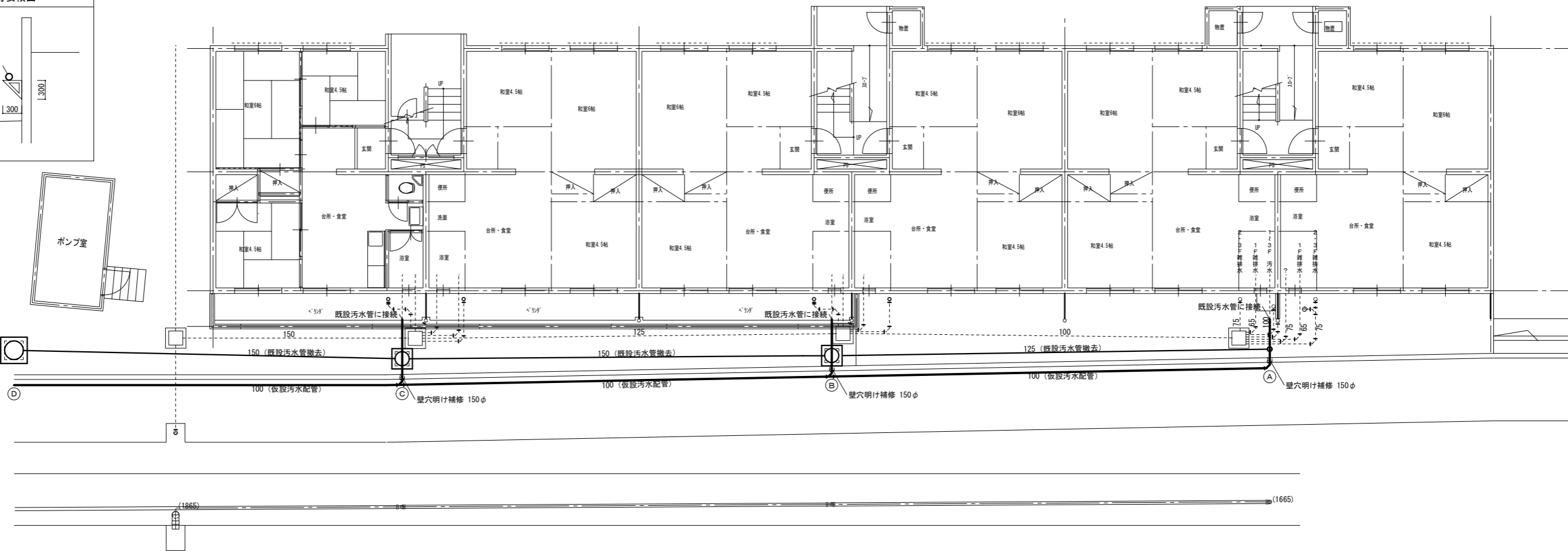


特記 : **——** 強調線部 污水配管類新設工事範囲
---- 細線部 既設排水管類 (再利用範囲)
---- 極細線部 既設排水管類撤去
 既設排水管撤去に伴う 既設雨水樹補修補本工事に含む。

徳島県土整備部 住宅課	●工事名 R2住宅 南二軒屋神成団地 徳・南二軒屋 屋外排水設備改修工事	●図面番号 P-06	株式会社 ACE 設計 〒770-0044 徳島市庄町1丁目6番地2 Tel (088) 632-1103 (代) Fax (088) 632-1198
	●図面名 改修平面図	●縮尺 1/100	

仮設汚水配管参考要領図

仮設汚水管 (VP100)
既製品フット (40x40x3.2t)
(取付間隔 2m 以内)



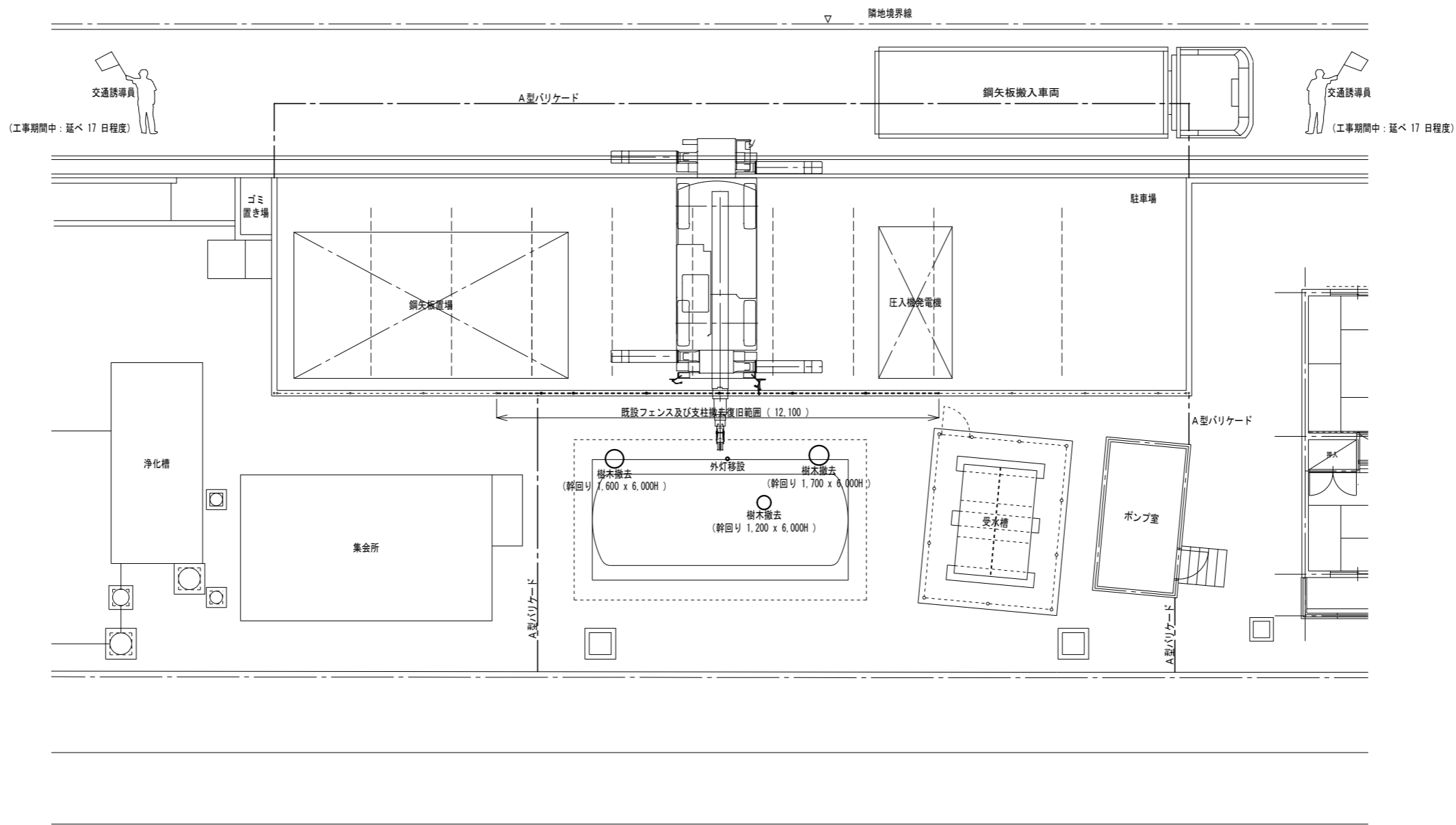
特記 : 1. 仮設汚水配管は工事完了後全て撤去する事 (擁壁穴明け部はコンクリートで埋戻し補修する事)
2. 仮設汚水配管を施工する際は事前に徳島市に占用許可申請を提出し許可を得ること。

徳島県土木整備部 住宅課

●工事名
R1住宅 南二軒屋神成団地 徳・南二軒屋 屋外排水設備改修工事
●図面名
仮設配管平面図

●図面番号
P-07
●縮尺
1/100

株式会社 ACE 設計
〒770-0044 徳島市庄町1丁目6番地2
Tel (088) 632-1103(代) Fax (088) 632-1198



土留工事用参考仮設計画図 SC=1/100

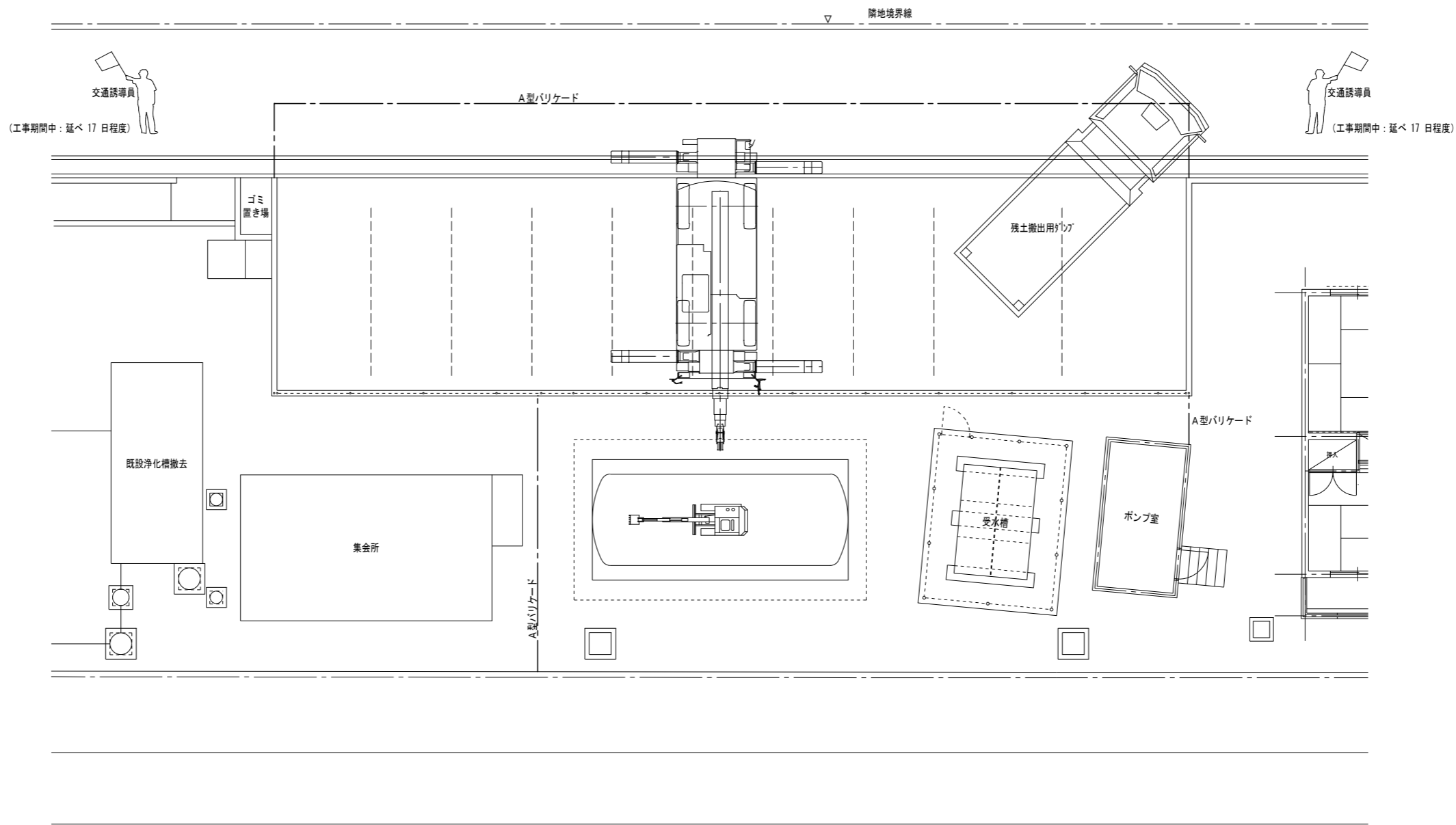
特記 : 1. 既設フェンス及び支柱撤去復旧工事も全て本工事に含む。
2. 既存樹木撤去及び外灯移設工事も全て本工事に含む。

徳島県土整備部 住宅課

●工事名
R2住宅 南二軒屋神成団地 徳・南二軒屋 屋外排水設備改修工事
●図面名
土留工事用参考仮設計画図

●図面番号
P-08
●縮尺
1/100

株式会社 ACE 設計
〒770-0044 徳島市庄町1丁目6番地2
Tel (088) 632-1103(代) Fax (088) 632-1198



掘削工事用参考仮設計画図 SC=1/100

特記 :

徳島県土整備部 住宅課

●工事名
R 1 住宅 南二軒屋神成団地 徳・南二軒屋 屋外排水設備改修工事

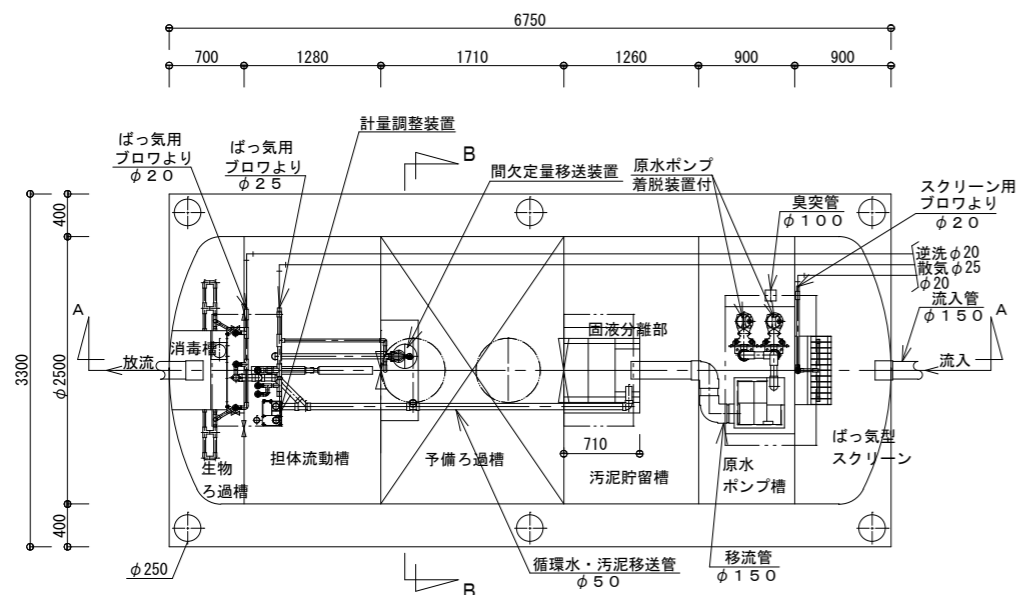
●図面名
掘削工事用参考仮設計画図

●図面番号
P-09

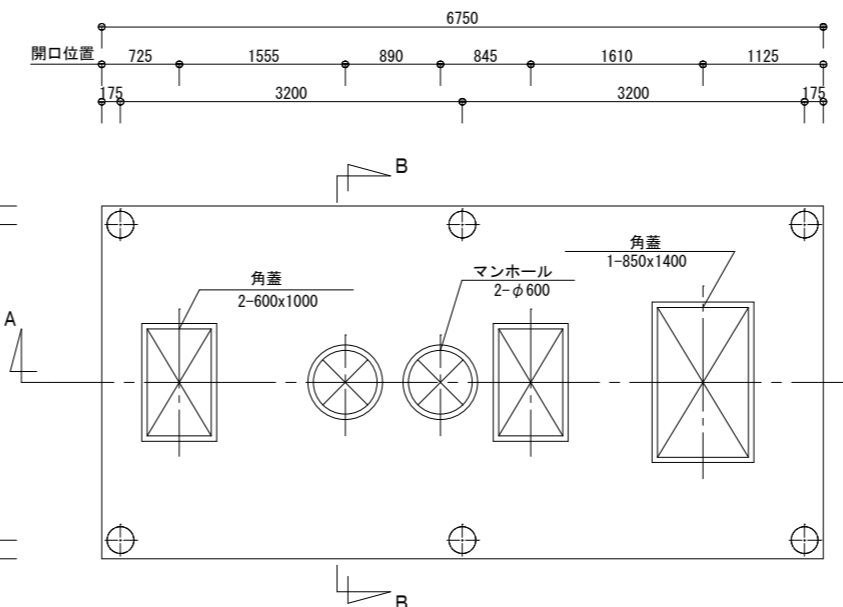
●縮尺
1/100

株式会社 **ACE** 設計

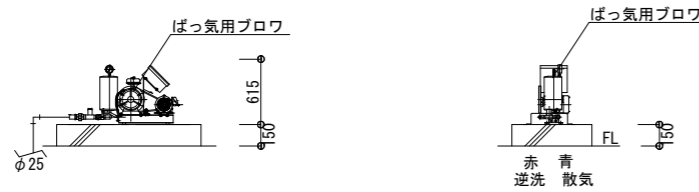
〒770-0044 徳島市庄町1丁目6番地2
Tel (088) 632-1103(代) Fax (088) 632-1198



平面図 SC=1/50



頂版開口図 SC=1/50



ブロウ断面図 SC=1/50

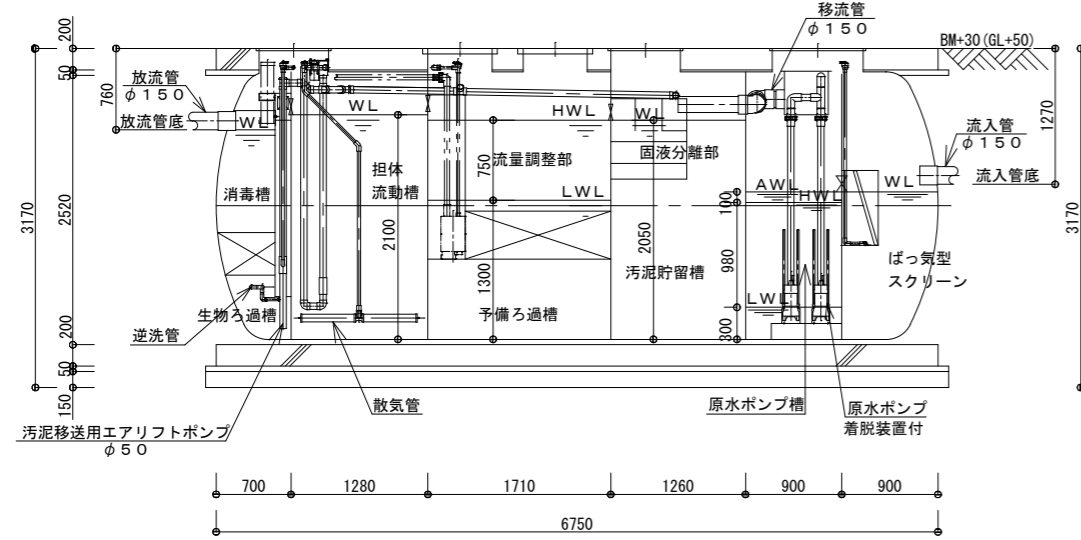
(特記)
 スラブ荷重はT-6とする。
 マンホール及び角蓋は、防臭型ロック式及び溶融亜鉛メッキ仕上げとする。
 臭突横引き配管は上り勾配施工とする。
 円筒槽の補強リングは、FRP製とする。

建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の大臣認定による固液分離型流量調整担体流動生物ろ過循環方式

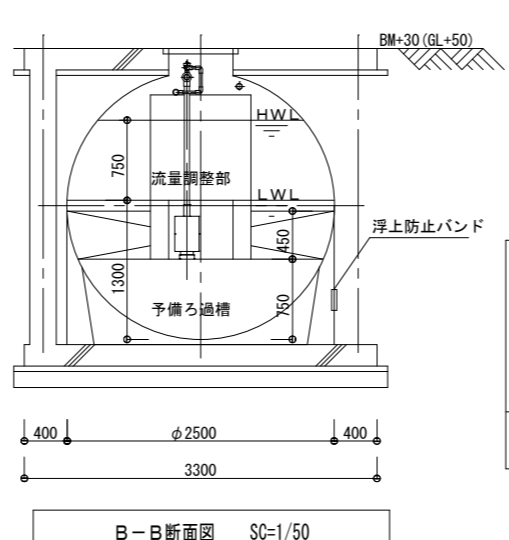
処理対象人員	84人
日平均汚水量	16.8 m ³ /日
流入BOD	200 mg/L
放流BOD	20 mg/L

容量表

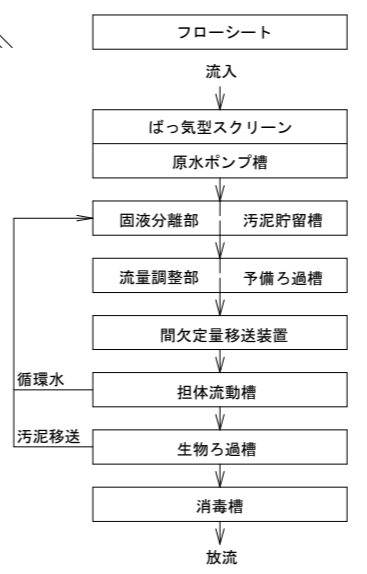
<項目>	設計容量 (m ³)
ばっ気型スクリーン	2.005
原水ポンプ槽	1.976
汚泥貯留槽	5.427
予備ろ過槽	7.366
担体流動槽	5.634
生物ろ過槽	2.054
消毒槽	0.219



A-A断面図 SC=1/50



B-B断面図 SC=1/50



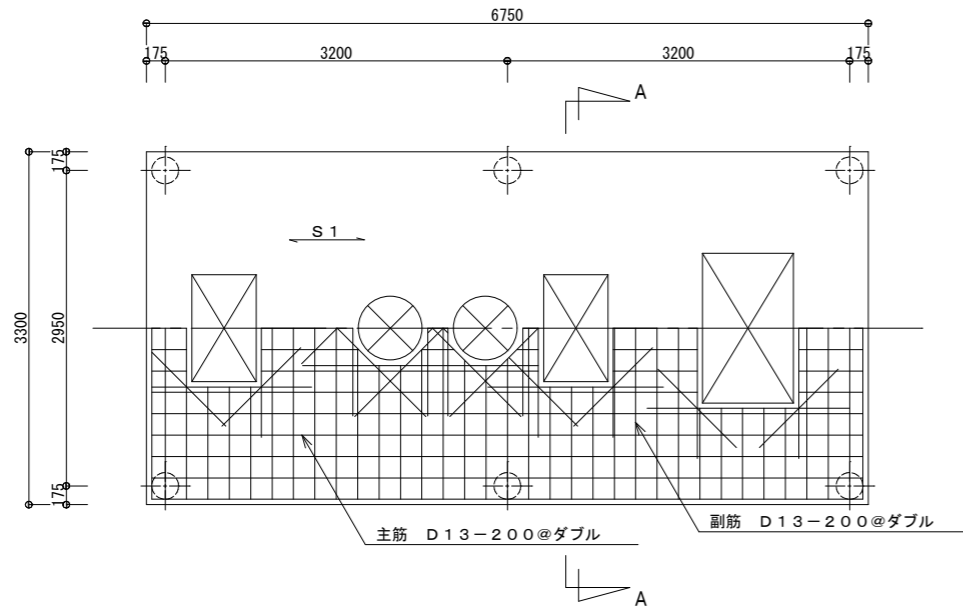
機器仕様表 (三相・200V)

ばっ気用ブロウ		原水ポンプ (着脱)	
型式	ロータリー	型式	水中汚物ポンプ
口径	25A	口径	50φ
風量	0.5 m ³ /分	揚水量	0.1 m ³ /分
風圧	30 kPa	揚程	3.5 m
動力	0.75 kW	動力	0.15 kW
台数	1台	台数	2台
スクリーン用ブロウ			
型式	ロータリー		
口径	20A		
風量	0.12 m ³ /分		
風圧	20 kPa		
動力	0.2 kW		
台数	1台		

徳島県土整備部 住宅課 ●工事名 R2住宅 南二軒屋神成団地 徳・南二軒屋 屋外排水設備改修工事 ●図面名 浄化槽 一般構造図

●図面番号 P-10 ●縮尺 1/50

株式会社 ACE 設計 〒770-0044 徳島市庄町1丁目6番地2 Tel (088) 632-1103 (代) Fax (088) 632-1198



頂版スラブ配筋図 SC=1/50 主筋方向

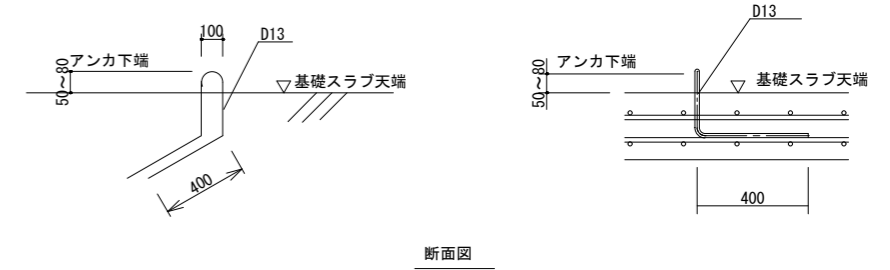
共通事項

凡例	・ --- D10 x --- D13
鉄筋	SD-295A 使用とする。
コンクリート	$F_c = 21 \text{ N/mm}^2$ とする。
スラブ荷重	T-6
地耐力	50 kN/m^2 とする。
その他	詳細は現場係員の指示による。

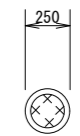
スラブリスト

スラブ	スラブ厚	位置	主筋	副筋	備考
S1	200	全断面	D13-200@	D13-200@	ダブル
FS1	200	全断面	D13-200@	D13-200@	ダブル

スラブ筋等の重ねつぎで長さは小径の40d以上とする。

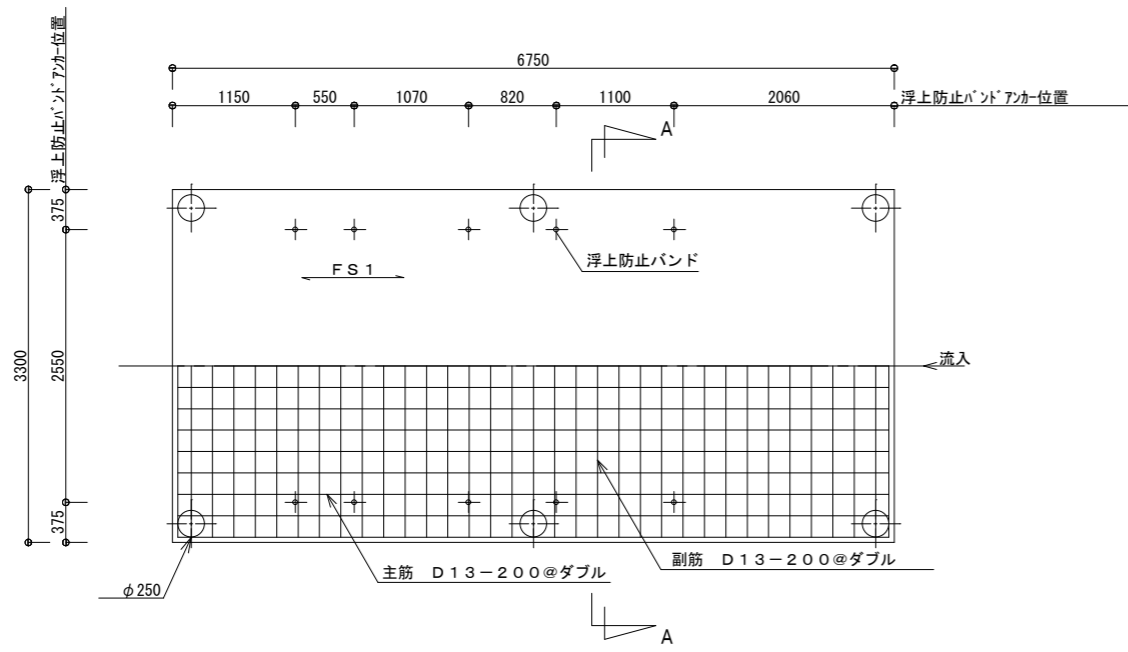


断面図
浮上防止バンドアンカー図
下端筋に定着のこと

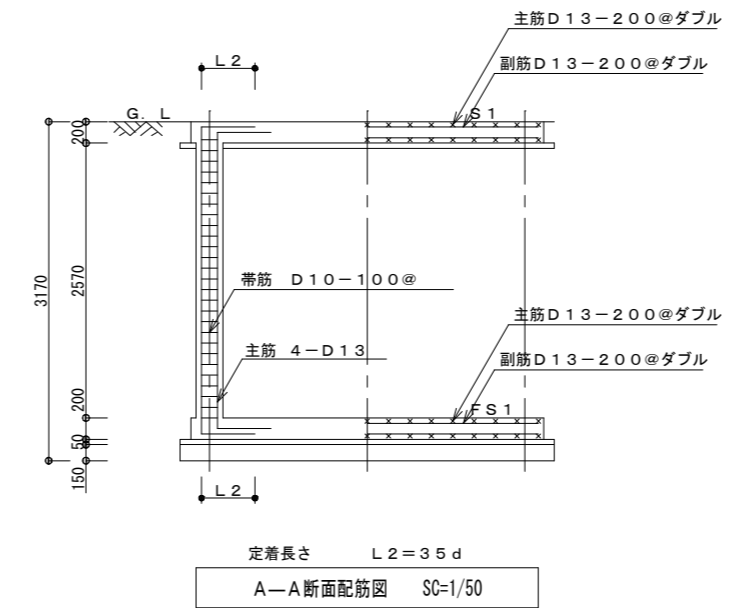


主筋 4-D13
帯筋 D10@100

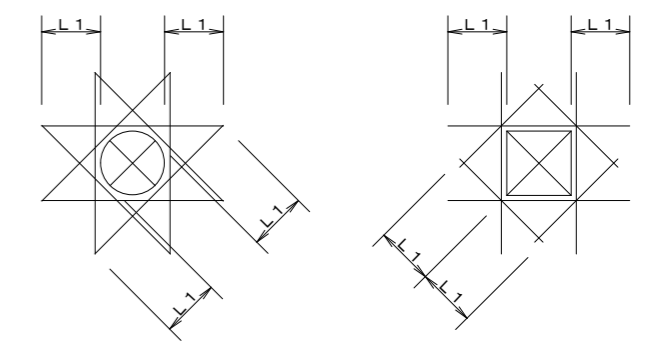
柱配筋詳細図 SC=1/30



基礎スラブ配筋図 SC=1/50 主筋方向

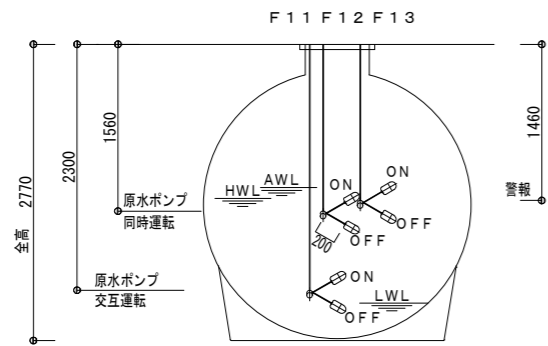


A-A断面配筋図 SC=1/50



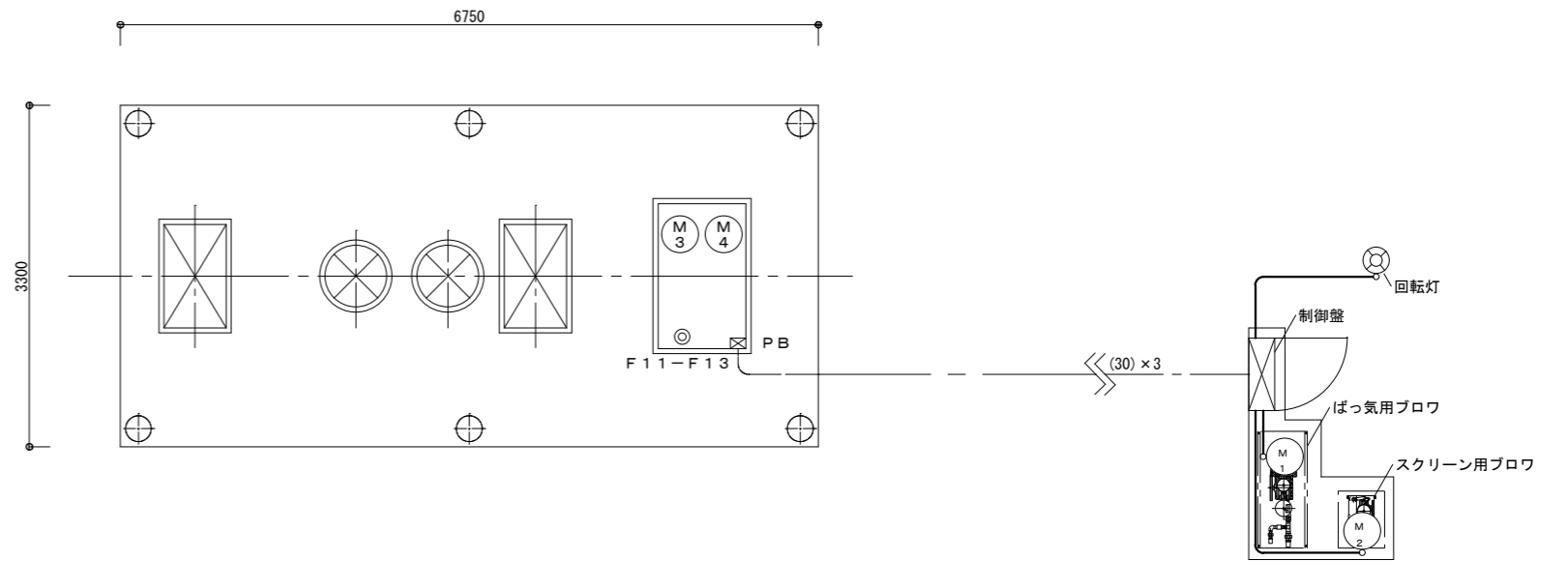
開口部補強筋 2-D13
定着長さ L1=40d

開口部補強筋



原水ポンプ槽 (フロート: RF-5)

フロート位置参考図



二次側配線図 SC=1/50

ケーブル間の接続部は十分な防水処理を行うこと。
電線管端末部にはコーキング処理を行うこと。
一次側電源引込み工事及び外部警報配管配線
工事は別途工事とする。

動作表

機器NO.	機器名称	警報			機器選択			故障時 移行	備考
		満水	故障 漏電 過負荷		手動	自動	自動 (自交)		
M1	ばっ気用ブロウ		○	○				入一切	
M2	スクリーン用ブロウ		○	○				入一切	
M3	NO. 1 原水ポンプ	○	○	○			○	原水ポンプ槽LWL以上で自動運転、原水ポンプ槽LWL以下で停止。 原水ポンプ槽HWL以上で予備ポンプ運転、原水ポンプ槽HWL以下で停止。 原水ポンプ槽AWL以上で満水警報。	
M4	NO. 2 原水ポンプ		○	○					

符号	機器名称	容量 (kW)	使用ケーブル、電線管
Ⓜ ₁	ばっ気用ブロウ	0.75 kW	EM-CE 2 mm ² - 4 心 (G22z・F24wp)
Ⓜ ₂	スクリーン用ブロウ	0.20 kW	EM-CE 2 mm ² - 4 心 (G22z・F24wp)
Ⓜ ₃	NO. 1 原水ポンプ	0.15 kW	専用ケーブル 地中 (FEP30)・露出 (G28z)
Ⓜ ₄	NO. 2 原水ポンプ	0.15 kW	専用ケーブル 地中 (FEP30)・露出 (G28z)
Ⓜ _{F11-F13}	原水ポンプ槽 フロートスイッチ		専用ケーブル 地中 (FEP30)・露出 (G28z)
Ⓜ	回転灯 (防雨入線カバー共)		EM-CE 2 mm ² - 2 心 (G22z)
ED	D種接地工事 (電気工事 別図参照)		
PB	150 [□] x 100. VE (WP)		

徳島県土整備部 住宅課

●工事名 R2住宅 南二軒屋神成団地 徳・南二軒屋 屋外排水設備改修工事

●図面番号 P-12

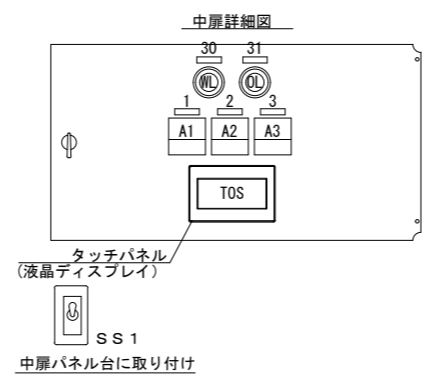
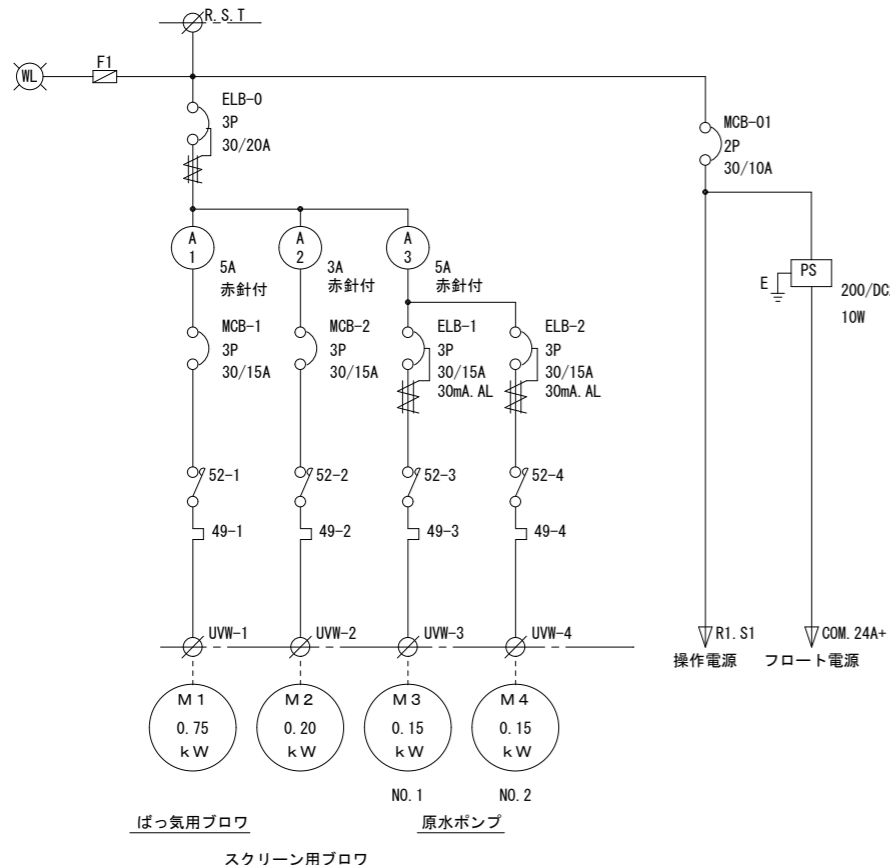
●図面名 浄化槽 電気配線図

●縮尺 1/50

株式会社 ACE 設計

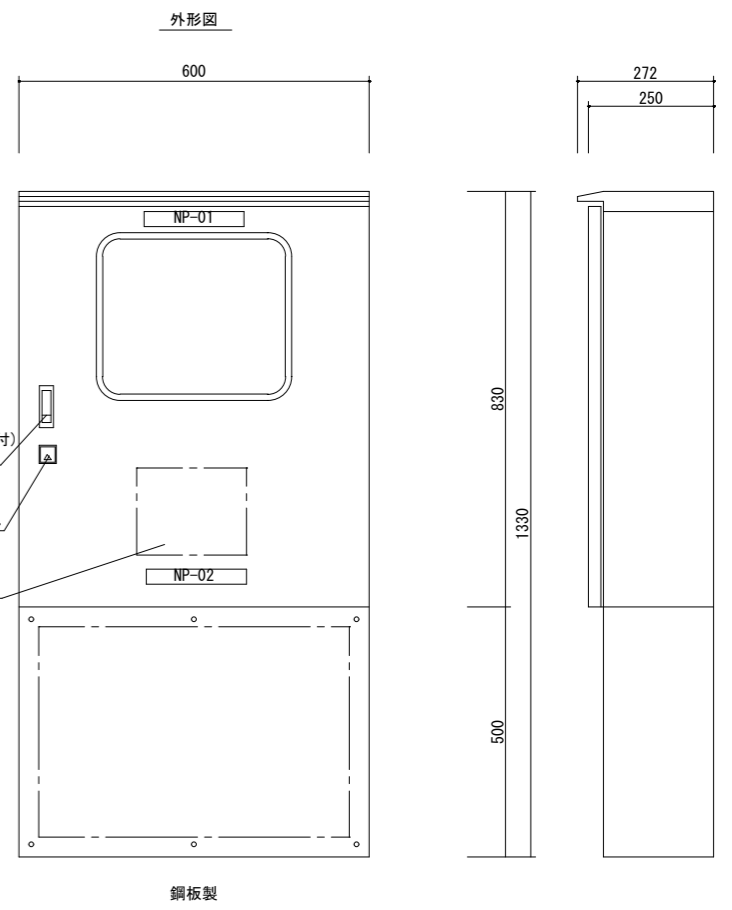
〒770-0044 徳島市庄町1丁目6番地2
Tel (088) 632-1103 (代) Fax (088) 632-1198

3φ3W 200V 60HZ

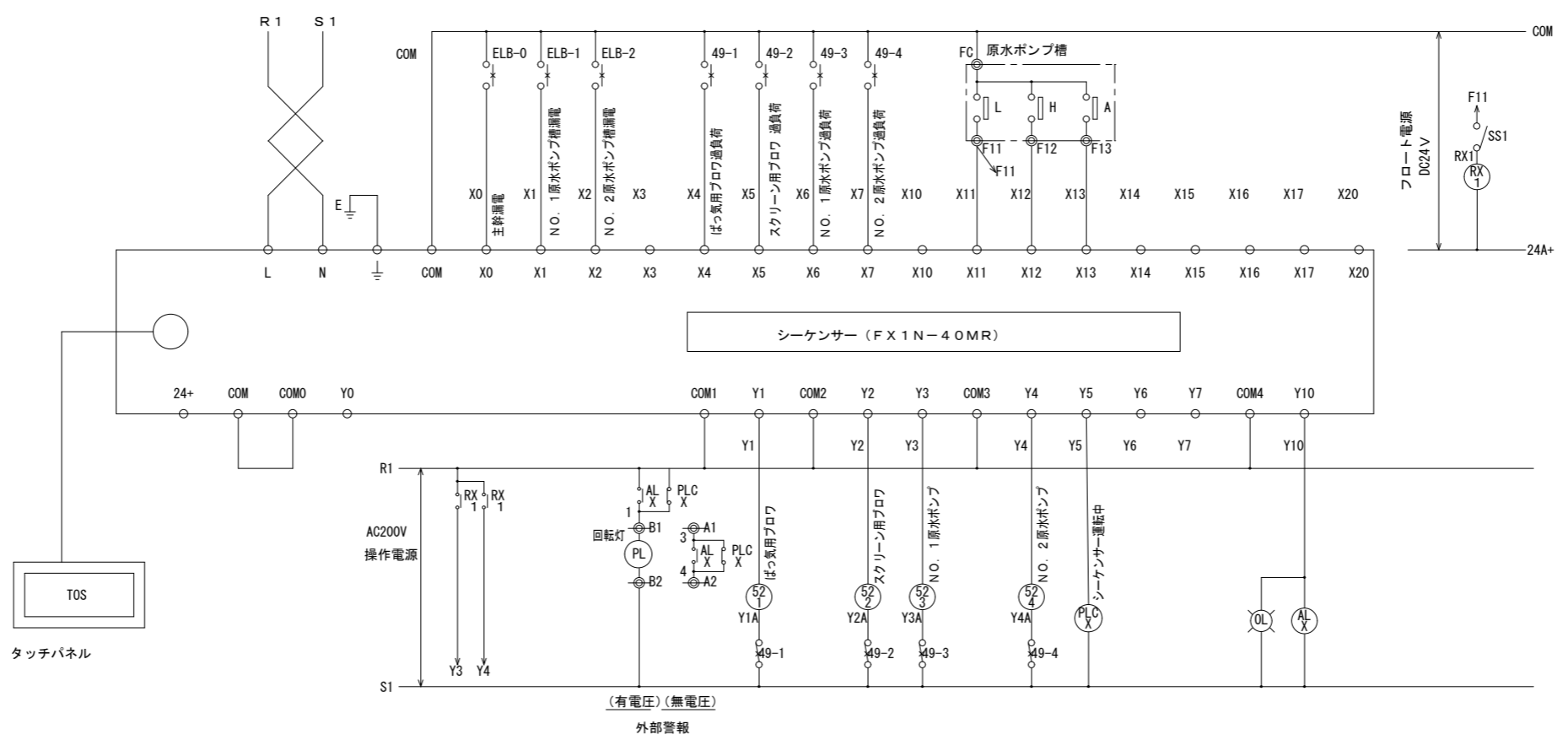


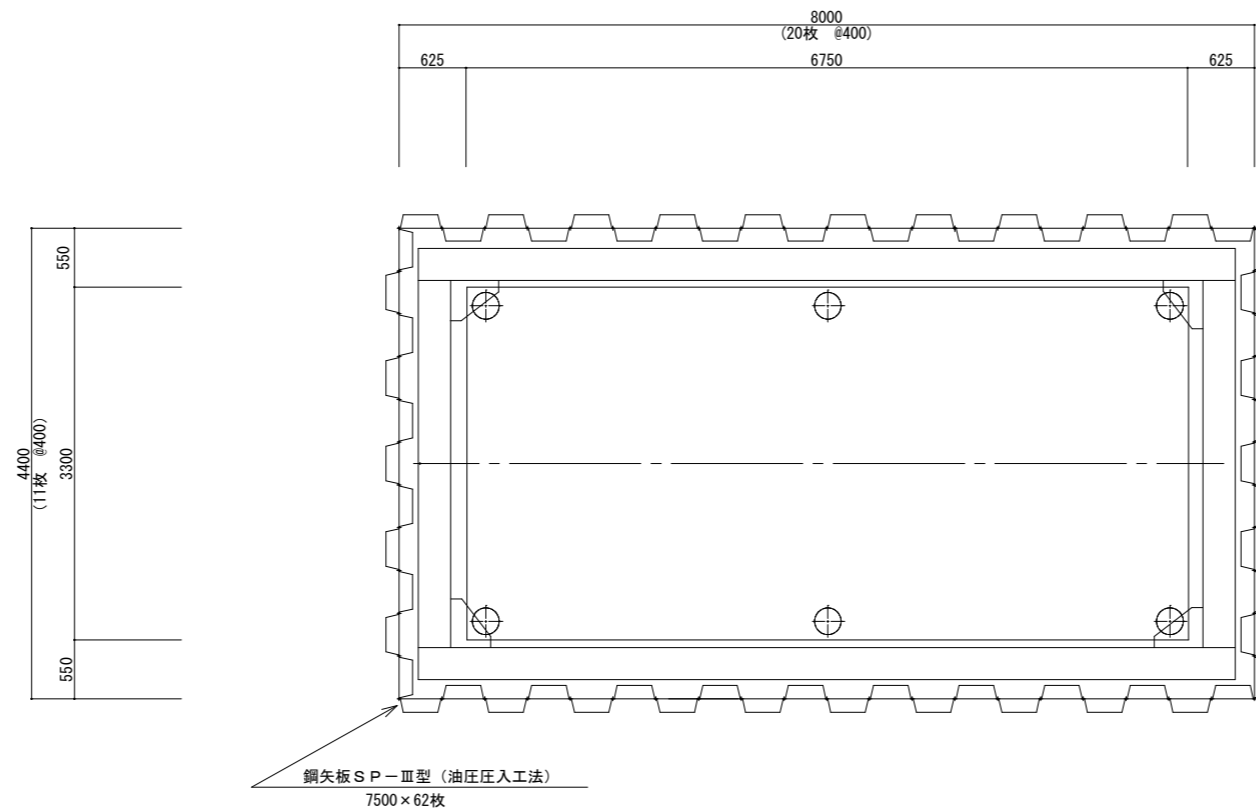
本体板厚	1.6t
扉板厚	1.6t
塗装色外面	5Y7/1
塗装色内面	5Y7/1

記号	名称
NP-01	污水处理制御盤
NP-02	社名板
1	ばっ気用ブロフ
2	スクリーン用ブロフ
3	原水ポンプ
30	電源
31	一括警報



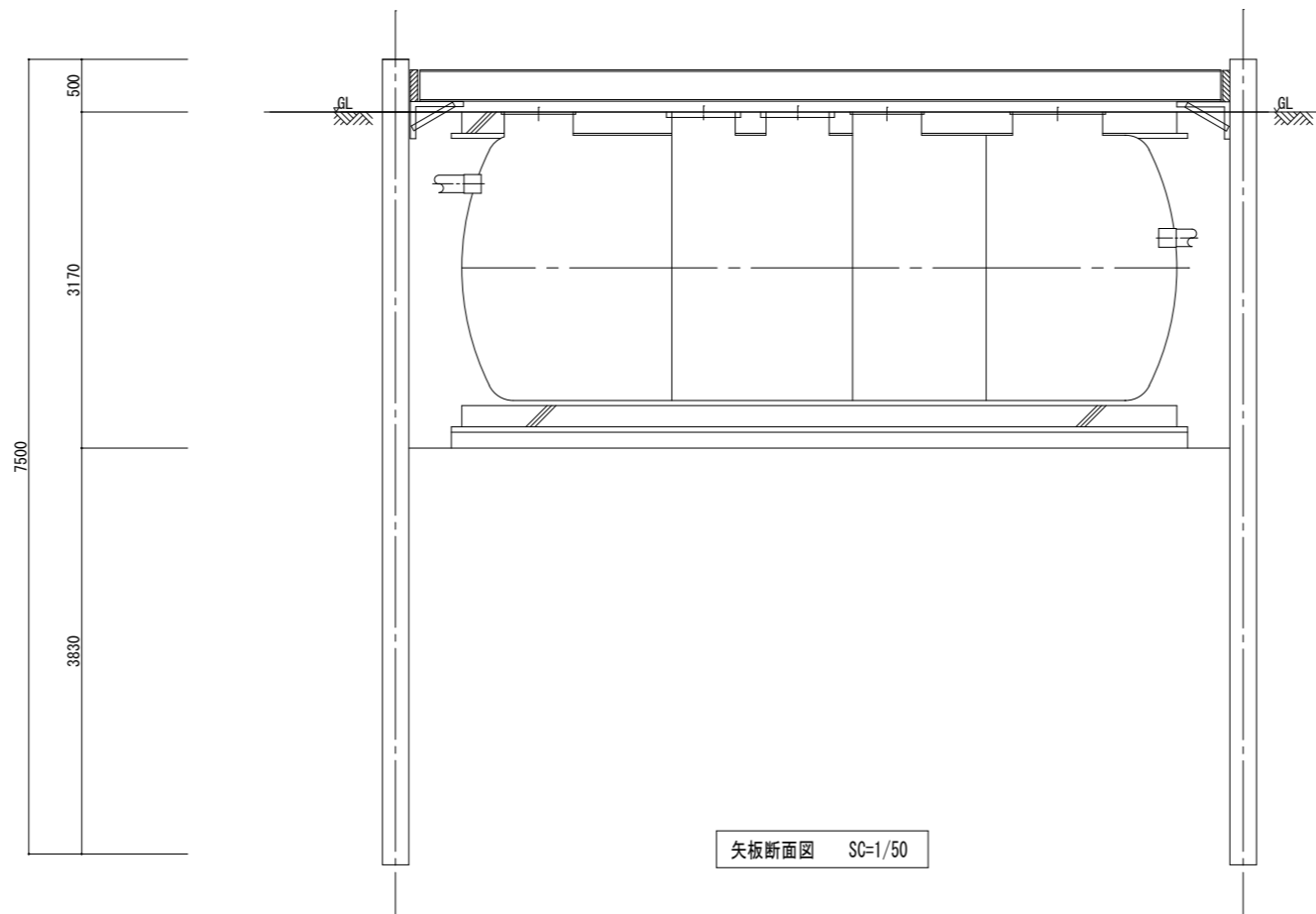
R	S	T	E	U1	V1	W1	E	U2	V2	W2	E	U3	V3	W3	E	U4	V4	W4	FC	F11	F12	F13	B1	B2	A1	A2
入力電源				ばっ気用ブロフ			スクリーン用ブロフ			NO. 1 原水ポンプ			NO. 2 原水ポンプ			原水ポンプ槽 フロート			有電圧 無電圧 警報		予備					





鋼矢板SP-Ⅲ型 (油圧圧入工法)
7500×62枚

矢板平面図 SC=1/50



矢板断面図 SC=1/50

徳島県土整備部 住宅課

●工事名 R2住宅 南二軒屋神成団地 徳・南二軒屋 屋外排水設備改修工事

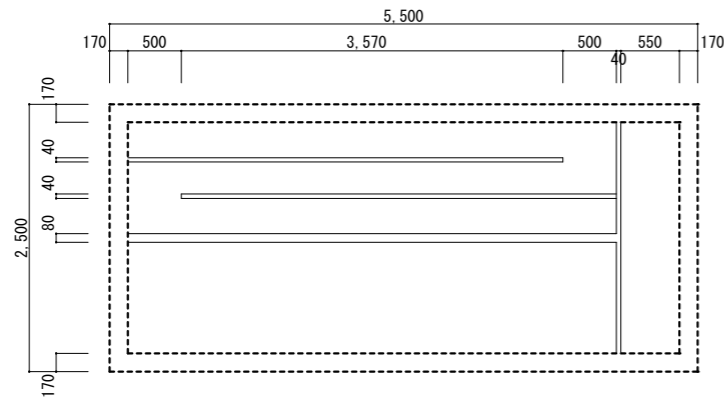
●図面番号 P-14

●図面名 浄化槽 山留め参考図

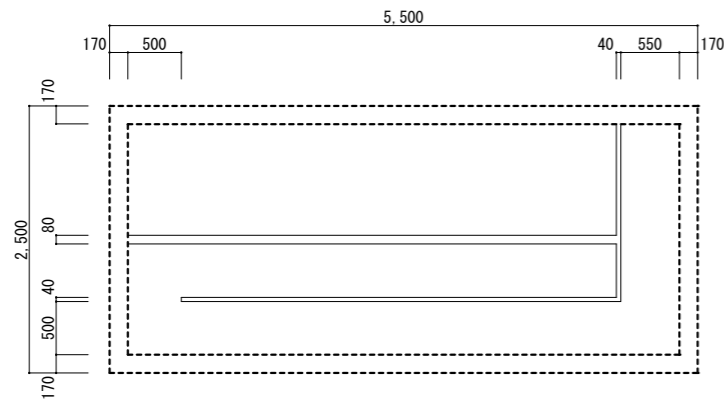
●縮尺 1/50

株式会社 ACE 設計

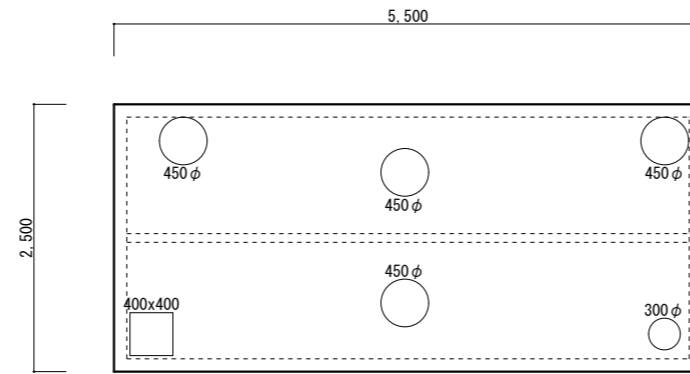
〒770-0044 徳島市庄町1丁目6番地2
Tel (088) 632-1103(代) Fax (088) 632-1198



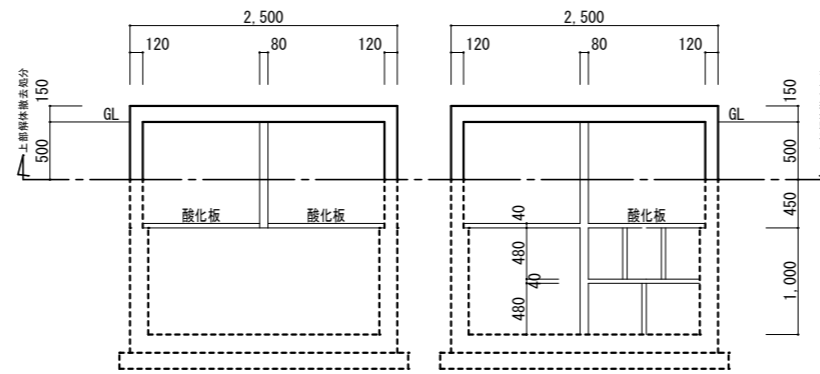
腐敗槽平面図(上) SC=1/50



腐敗槽平面図(下) SC=1/50



平面図 SC=1/50



断面図 SC=1/50

断面図 SC=1/50

浄化槽解体手順(参考)	
汚水全量汲取り	
浄化槽上部解体撤去処分 (一部酸化板及び間仕切板解体)	
槽内洗浄再汲取り(槽内清掃共)	
浄化槽躯体部 GL-500 まで解体撤去処分 (酸化板及び間仕切板全て解体撤去処分)	
消毒(クレゾール液等の噴霧による)	
残部汚水処理槽下部穴明け	
残部汚水処理槽を購入砂で埋戻す	
沈下のない様に締め固める (300mm毎)	
上部面を周囲の状況に合わせて復旧	

電気工事仕様書

I. 工事種目

種 目	工 事 概 要
動 力 設 備	浄化槽制御盤への電源工事一式
電 灯 設 備	浄化槽工事に支障となる照明街路灯の更新工事一式
共 聴 設 備	浄化槽工事に支障となる共聴配線の更新工事及び仮設工事一式
撤 去 工 事	不要となる電気設備撤去工事一式

II. 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)」(ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成31年版)」による。なお、本工事が建築工事又は機械設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「電気設備工事監理指針(平成31年版)」を参考とする。

III. 特記仕様1(一般共通事項)

- 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。官公署その他への届出手続等は(標仕 <I>1.1.3)により行う。なお、(監理指針 <I>1.1.3)を参考とする。
- 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。また、品質計画及び工種別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。品質計画及び施工図等については、監督員の承諾を受ける。(標仕 <I>1.2.2、<I>1.2.3)

品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき確認、試験又は検査を行う。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施す。

また、その原因を検出し、再発防止のための必要な処置をとる。(標仕 <I>1.3.4、監理指針 <I>1.3.4)

使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(製作図、試験成績書を含む)を監督員に提出する。(JISマーク等表示品を除く。)(標仕 <I> 1.4.2)

上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。

設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、「疑義に対する協議等」(標仕 <I>1.1.8)による。

4. 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿を提出する。

5. 本工事のうち建築工事、電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること。

6. 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。

7. 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。(改修標仕 <I>2.11.3)

梁、スラブ等の構造体貫通の場合は、施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する。

8. 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にない補修する。

9. 発生材の処理等は、「発生材の処理等」(標仕 <I>1.3.9)により行う。

(1) PCBを含む機器は、調査を添えて引き渡しとする。

(2) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。

10. 耐震施工

「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)(建設大臣官房官庁営繕部監修)」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針(2005年版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による。

(1) 本工事の建物分類は(特定の施設 ・ **一般の施設**)であり、地域係数は(**1.0** ・ 0.9)とする。

(2) 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合の設計用水平震度は次による。

設計用標準水平震度		特定の施設		一般の施設	
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

(注) 上層階の定義は次のとおりとする。

2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階

重要機器 (・ 配電盤 ・ 自家発電装置 ・ 交換機 ・ 直流電源装置 ・ UPS ・ 火災報知受信機 ・ 中央監視制御装置 ・ 構内情報通信網装置 ・)

(3) 設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

(4) 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。

- 各種荷重計算

対象機材 (・ 避雷針支持管 ・ テレビアンテナマスト ・ 風力発電装置 ・ 太陽電池アレイ ・)
- 強度計算

対象機材 (・ ブロックマンホール及びハンドホール ・ 自家発電装置配管類支持材 ・ ケーブルラック支持材 ・ 垂直ケーブルの最終端支持材 ⊙ 照明用ポール ・)
- コンクリート工事

照明ポール基礎 (⊙ 強度試験 (⊙ 公共試験機関 ・ JIS工場) ⊙ 構造体強度補正値(S)による補正 ⊙ 調査表提出 ⊙ アルカリ骨材反応抑制対策確認 ・ 鉄筋材料の規格品証明書提出)

※強度試験の立会いについて、試験を公共試験機関で行う場合は、現場代理人又は主任(監理)技術者が、JIS工場の場合は、監督員と現場代理人又は主任(監理)技術者が行うものとする。

IV. 特記仕様2(特記事項)

- 最上階の天井配管は、原則二重天井内のいんべい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。(最上階が二重天井の場合に限る。)
- 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。(標仕 <2>2.2.9、<2>2.12.4)
- フラッシュプレート材質は新金属製とする。
- カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- 盤内、幹線プルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種別、行先等を表示する。(標仕 <2>2.2.10、<2>2.12.5)

なお、屋外において直接外気に触れる場所(盤内、プルボックス内を除く。)及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- 屋外の金属製防水形プルボックスは、 (ステンレス製 ・ 鋼板製)とし、 (メラミン焼付塗装 ・ 溶融亜鉛めっき製 ・ 塗装を行わない)とする。
- スリーブ材料及び施工は、標仕 <I>2.9.1、標準図 電力71～74、監理指針 <I>2.9.1、<2>2.1.13 による。
- 分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
- 分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数(スペースを含む)に応じた配管を天井裏まで立上げる。
- E₂接地極の材料はEBとしD=10、L=1,500とする。 接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。
- PF管は波付一重管、タイプ-25とする。
- 屋外及びビット内の支持金物等はステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
- あと施工アンカーボルトの選定については、次による。
 - 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、次の機器については、施工後確認試験を行う。(・ 受変電設備 ・ 自家発電装置 ・ 太陽光発電設備(蓄電池を含む) ・ 配電盤)
 - 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
 - 屋外に使用するものはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
- 次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。(⊙ 一般居室、廊下等)

亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後調合ペイント2回塗りとする。

屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装を行わない。屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m²のものを使用し、塗装不要とする。
- 地中管路の埋設深さは車両道路は 0.6m以上、それ以外は 0.3m以上とし、高圧地中配線以外も埋設標識シートにより埋設標示を行う。
- 地中管路に耐候性のない管材を使用する場合は、地上立ち上がり部で耐候性のある管材に接続すること。
- 改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。
- 分電盤等において、外部から分岐回路の接地線を接続する端子又は銅帯は、分岐回路の配線用遮断器等の負荷側近くに設ける。(標仕 <2>1.8.4)

なお、単線接地線の接続にはセルフアップねじ等電線じか接続可能な端子とすることが望ましい。
- 太さ14mm²以上の電線をターミナルラグにより機器に接続する場合は、増締確認の表示を行う。(標仕 <2>2.1.2)
- ケーブルを集合して束ねる場合は、許容電流について必要な補正を行い、配線の太さに影響を与えない範囲で束ねる。(標仕 <2> 10.1.5)
- 機材の検査に伴う試験については、標仕 <I>1.4.5により行う。製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。
- 通信・情報設備の弱電流電線は絶縁抵抗測定を行う。(標仕 <6>2.28.2)
- 自家用電気工作物の保安規程に基づき、電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し、成績書を提出する。

V. 機材等

- 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
 - 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
 - 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
蛍光灯器具	防爆及び防災用照明器具を除く。
盤類	分電盤(実験盤を含む)、制御盤、キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ(CW形、PW形)
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器 <p>高圧変圧器(特定機器)、高圧避雷器</p>
蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池 <p>据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池</p>
交流無停電電源装置	300kVA以下のもの
太陽光発電装置	出力10kW以上のパワーコンディショナ及び系統連系保護装置(系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含む。) ※太陽電池アレイ及び接続箱を除く
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	
鋳鉄製ふた(マンホールふた)	

	徳島県土整備部 住宅課	●工事名 R 2住宅 南二軒屋神成団地 徳・南二軒屋 屋外排水改修工事	●図面番号 E -01	株式会社 A^{エーシー}CE 設計 〒770-0044 徳島市庄町 1丁目6番地 2 Tel (088) 632-1103(代) Fax (088) 632-1198
		●図面名 電気工事仕様書	●縮尺 NON	

電気工事凡例

記号	名称	規格・仕様・摘要
D	回転灯 (パトライト)	100V 赤色φ100 ブラケット: ステンレス製
☉	防雨入線カバー	埋込・露出両用
☒	給水ポンプ制御盤	自動交互 1.5kW (川本ポンプ: ECB2-A1.5 相当)
☒	配電盤	詳細は盤単線結線図参照
*☉	電極	既設
↓	接地工事	接地種別は図示による 接地極埋設標共

配電盤 単線結線図

盤名称 形式 仕様 階数 設置場所	回路区分 電気方式 容量合計 番号 一次配線	盤内結線 負荷番号	負荷名称	電圧 (V)	負荷容量				開閉器			二次側配線	備考	
					(R-N)	(T-N)	(R-T)	TOTAL	種別	極数	AF			AT
新設 配電盤 P 屋内壁掛形 公共建築工事仕様 ポンプ庫 鋼板製 標準色塗装仕上	一般動力 3φ3W 200V 4.1 kW ☉10 *1V5, 5sq×3 IE5, 5sq(ED)		主幹	200					M	3	50	30		
			☉101 浄化槽制御盤 電源送り	200			1,100		M	3	50	20		
			☉102 給水ポンプ (1号棟) 電源送り	200			1,500		M	3	50	15		給水ポンプ(1.5kW×2)自動交互
			☉103 給水ポンプ (2号棟) 電源送り	200			1,500		M	3	50	15		給水ポンプ(1.5kW×2)自動交互
			☉104 給水ポンプ制御電源(緊急遮断弁)	200			-		M	2	50	15		
			☉105 警報回路	200			-		M	2	50	15		※1×2
			ポンプ二次側配線接続端子台 No.1・2 (1号棟用)											
			ポンプ二次側配線接続端子台 No.1・2 (2号棟用)											

※1 外部給水ポンプ制御盤の無電圧 a 接点より、外部に設ける 警報用回転灯 の電力出力回路 (試験-自動-切) を設けること

制御盤 単線結線図

盤名称 形式 仕様 階数 設置場所	回路区分 電気方式 容量合計 番号 一次配線	盤内結線	負荷番号	負荷名称	開閉器				負荷容量 (kW)	始動方式	操作制御		連動	インターロック	備考
					種別	極数	AF	AT			方式	スイッチ			
撤去 給水ポンプ制御盤 屋内壁掛形 ポンプ庫 鋼板製 標準色塗装仕上	一般動力 3φ3W 200V 3.0 kW ☉10 *1V5, 5sq×3														
				☉101 給水ポンプ No.1 No.2	M	3	50	10	1.5	L	6AB	G4			1号棟用
				☉102 給水ポンプ No.1 No.2	M	3	50	10	1.5	L	6AB	G4			2号棟用

図中に示す電気設備の *印 は現況設置や既存品の流用等を示す。
図中に示す電気設備の ×印 は撤去工事を示す

徳島県土木整備部 住宅課

●工事名
R2住宅 南2軒屋神成団地 徳・南2軒屋 屋外排水改修工事
●図面名
電気工事凡例・盤単線結線図

●図面番号
E-02
●縮尺
NON

株式会社 ACE 設計
〒770-0044 徳島市庄町1丁目6番地2
Tel (088) 632-1103(代) Fax (088) 632-1198

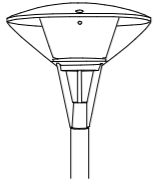
電気工事 詳細図

LED 街路灯

HP1wp>

NY22684 LE9 : Panasonic 相当
水銀灯100形×1灯相当
昼白色 5,000K Ra70
ポール : YD3509HMK相当 (3.5m)

ボルト : 100~242V
本体 : アルミダイカスト
グローブ : ポリカーボネート (透明)
天板 : アルミ
上方光束比 5~15%
耐雷サージ 15kV、耐風速 60m
落下防止ワイヤー付
※ポール内開閉器は無しにて施工する

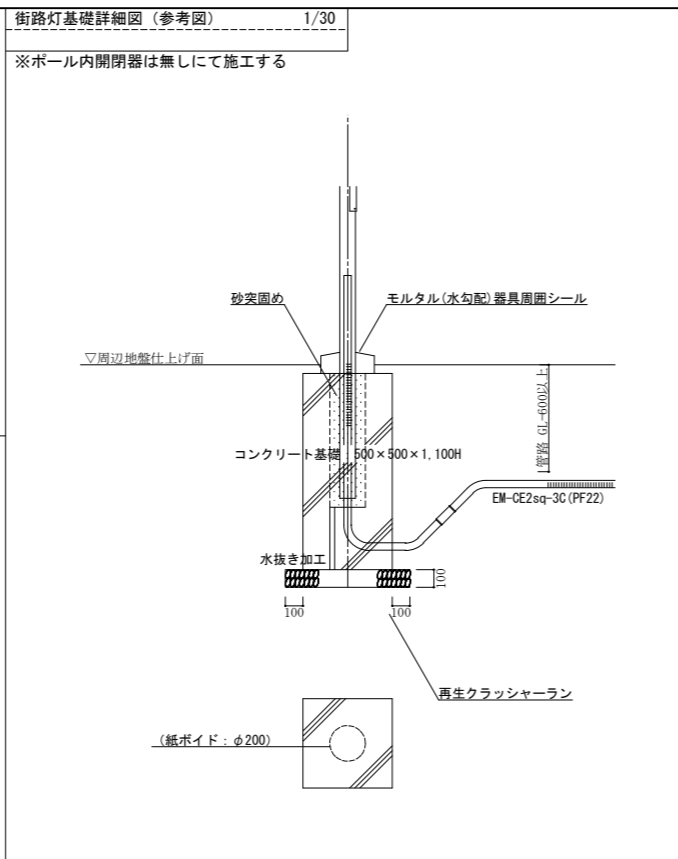


給水システム警報サイン 1/10

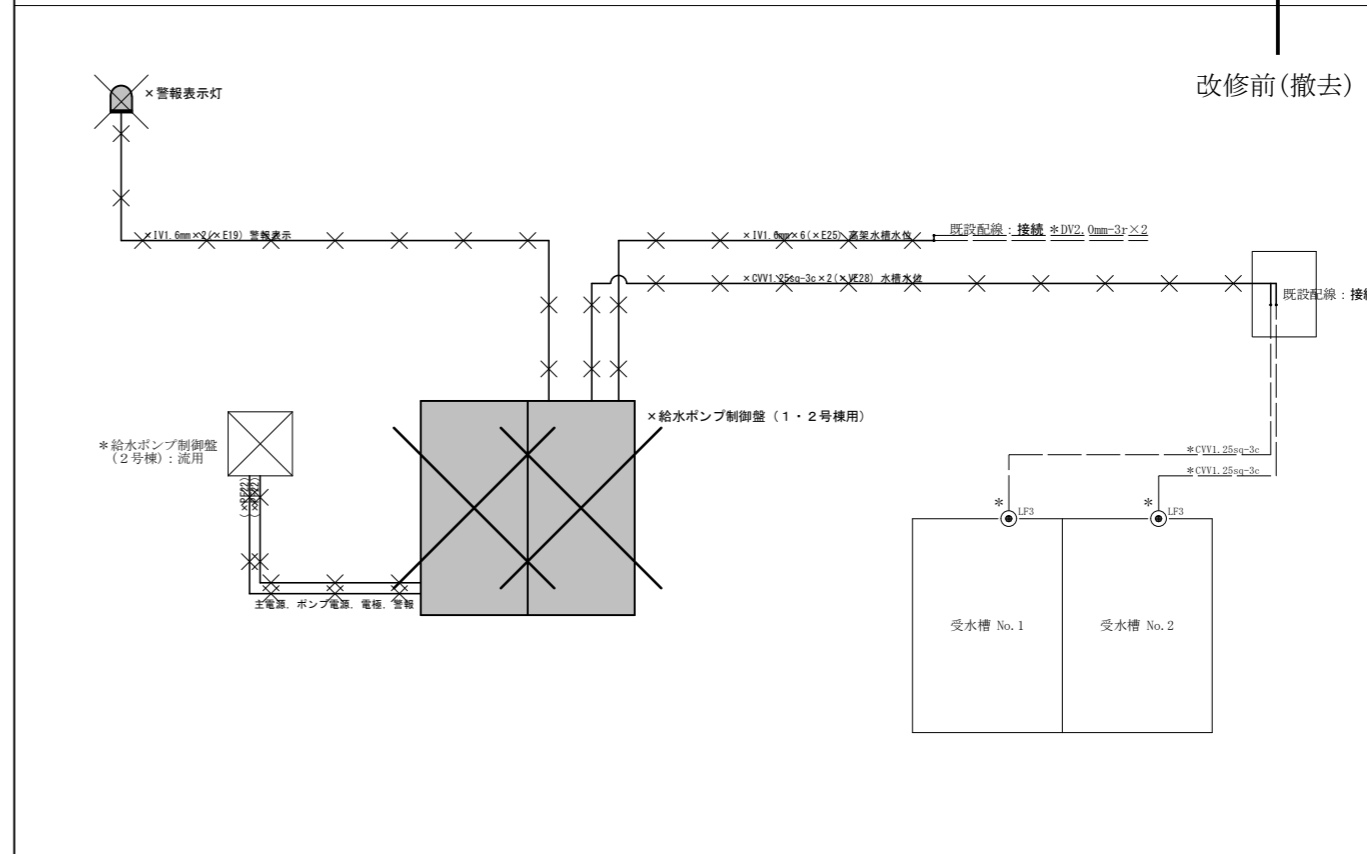
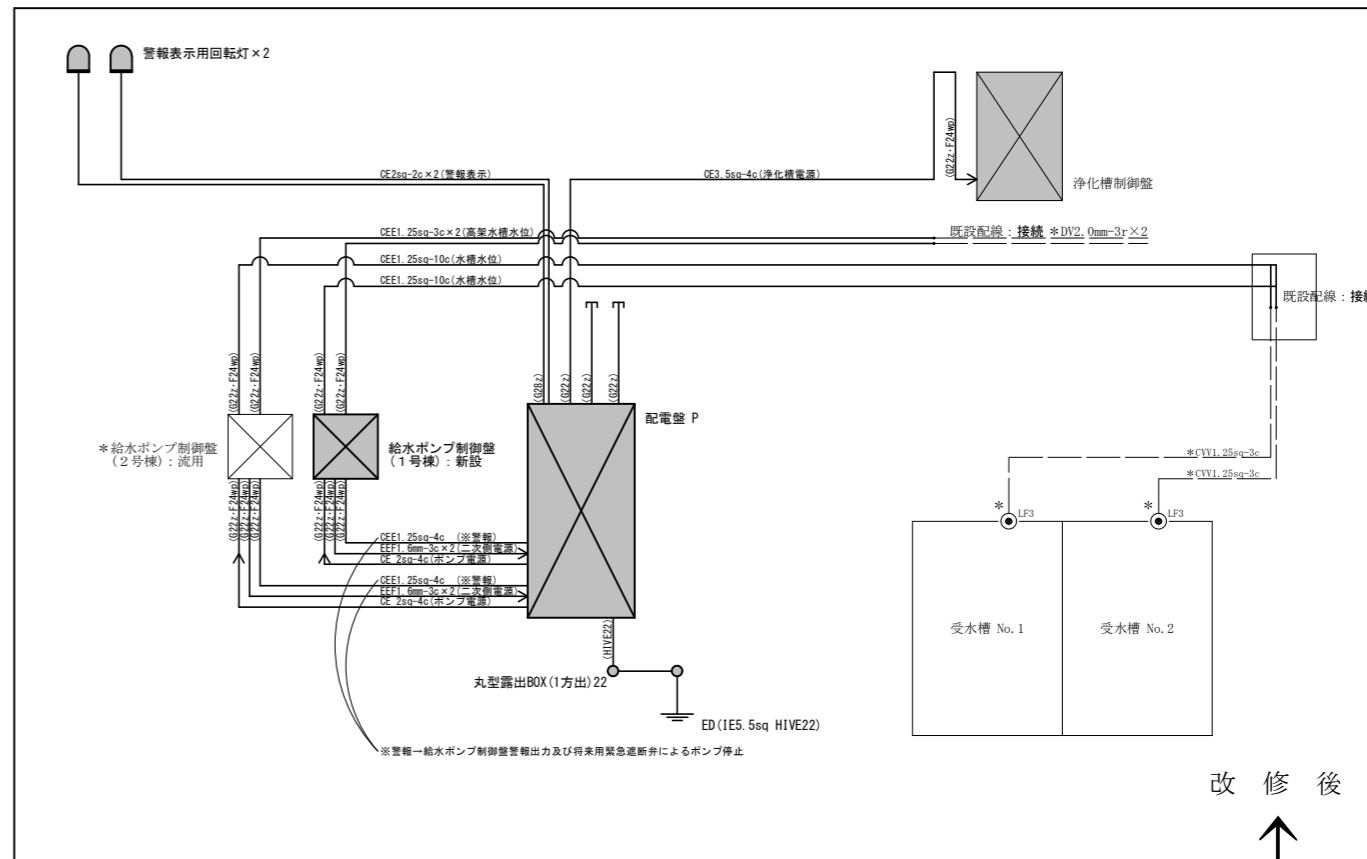
アクリル板 (白) t=5.0mm
寸法 : W400×H300
文字 : 丸ゴシック字体 (黒) 表面彫刻
取付方法及び設置場所は協議により決定する

警報用赤色灯が作動した際には
下記までご連絡下さい。

徳島県住宅供給公社
TEL 088-653-6666



システム回路結線図



図中に示す電気設備の *印 は現況設置や既存品の流用等を示す。
図中に示す電気設備の ×印 は撤去工事を示す

徳島県土整備部 住宅課

●工事名
R2住宅 南二軒屋神成団地 徳・南二軒屋 屋外排水改修工事

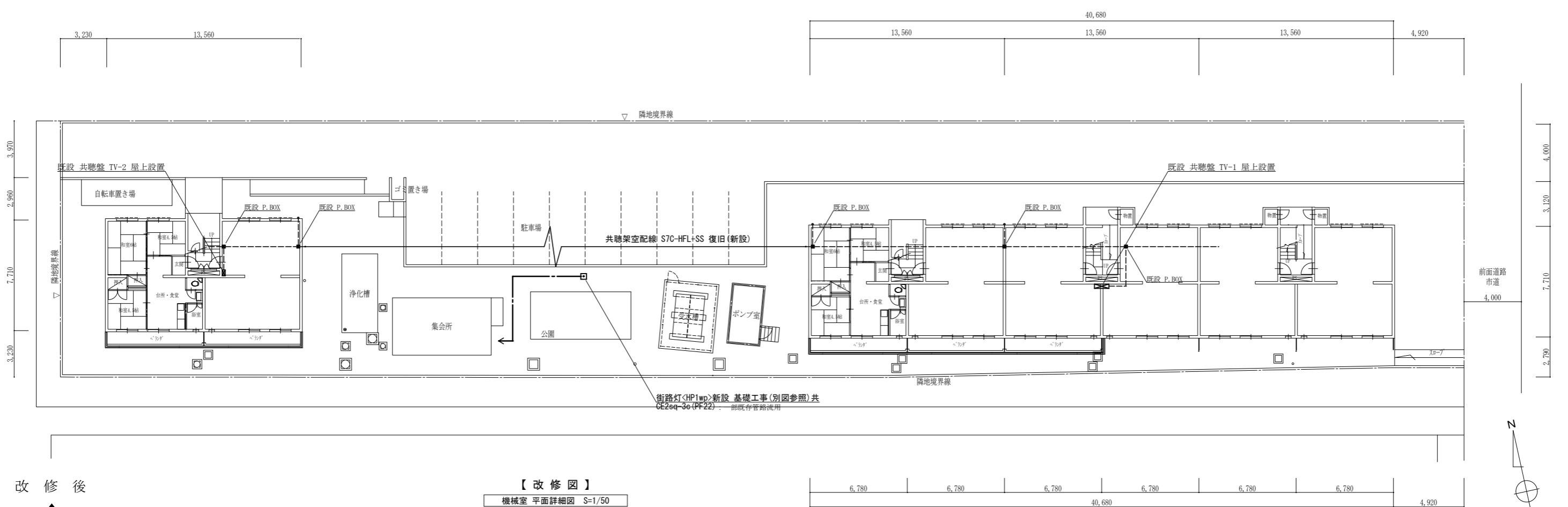
●図面名
電気工事・システム回路結線図

●図面番号
E-03

●縮尺
NON

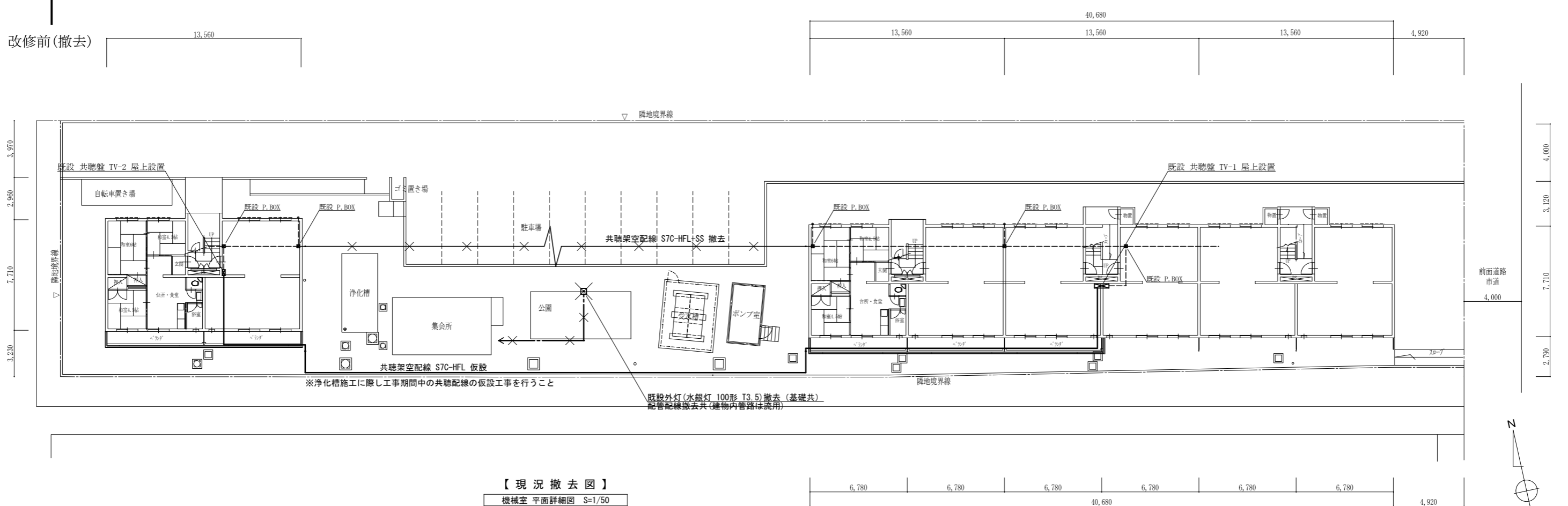
株式会社 ACE 設計

〒770-0044 徳島市庄町1丁目6番地2
Tel (088) 632-1103(代) Fax (088) 632-1198



改修後
↑
改修前(撤去)

【改修図】
機械室 平面詳細図 S=1/50



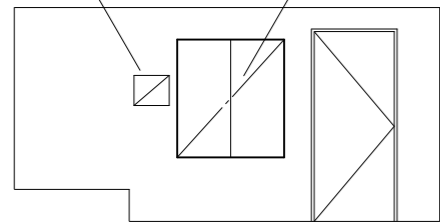
【現況撤去図】
機械室 平面詳細図 S=1/50

徳島県土整備部 住宅課	●工事名	R2住宅 南二軒屋神成団地 徳・南二軒屋 屋外排水改修工事	●図面番号	E-04
	●図面名	電気工事 配置図	●縮尺	1/200

株式会社 ACE 設計
〒770-0044 徳島市庄町1丁目6番地2
Tel (088) 632-1103(代) Fax (088) 632-1198

*給水ポンプ制御盤(2号機)
(川本ポンプ: ECB2-A1.5)

*給水ポンプ制御盤(1・2号機用)
(2号機用は切離し放置)

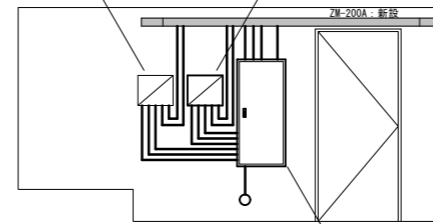


【現況撤去図】

機械室 参考展開図 S=1/50

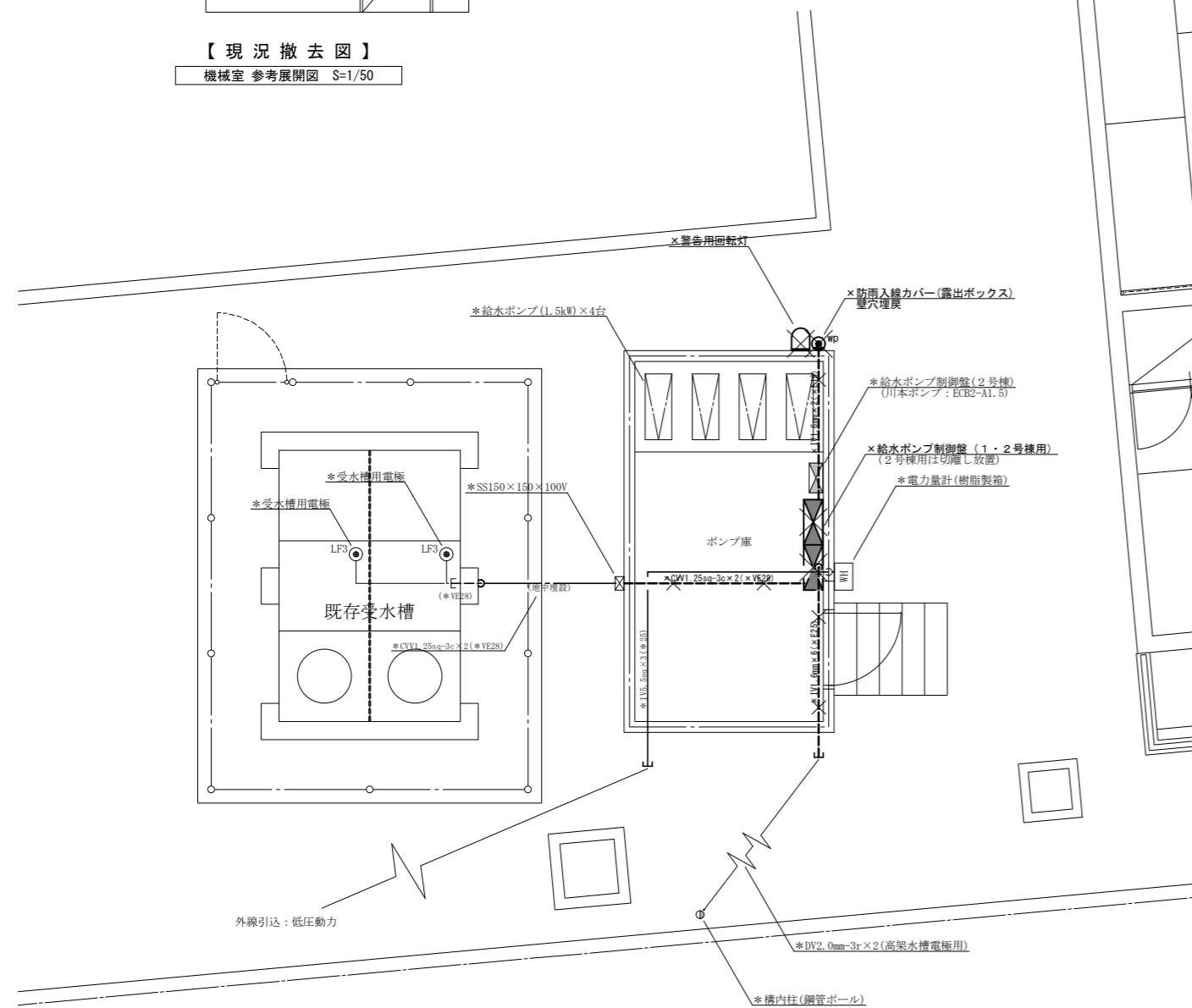
*給水ポンプ制御盤(2号機)
(川本ポンプ: ECB2-A1.5)

給水ポンプ制御盤(1号機)新設



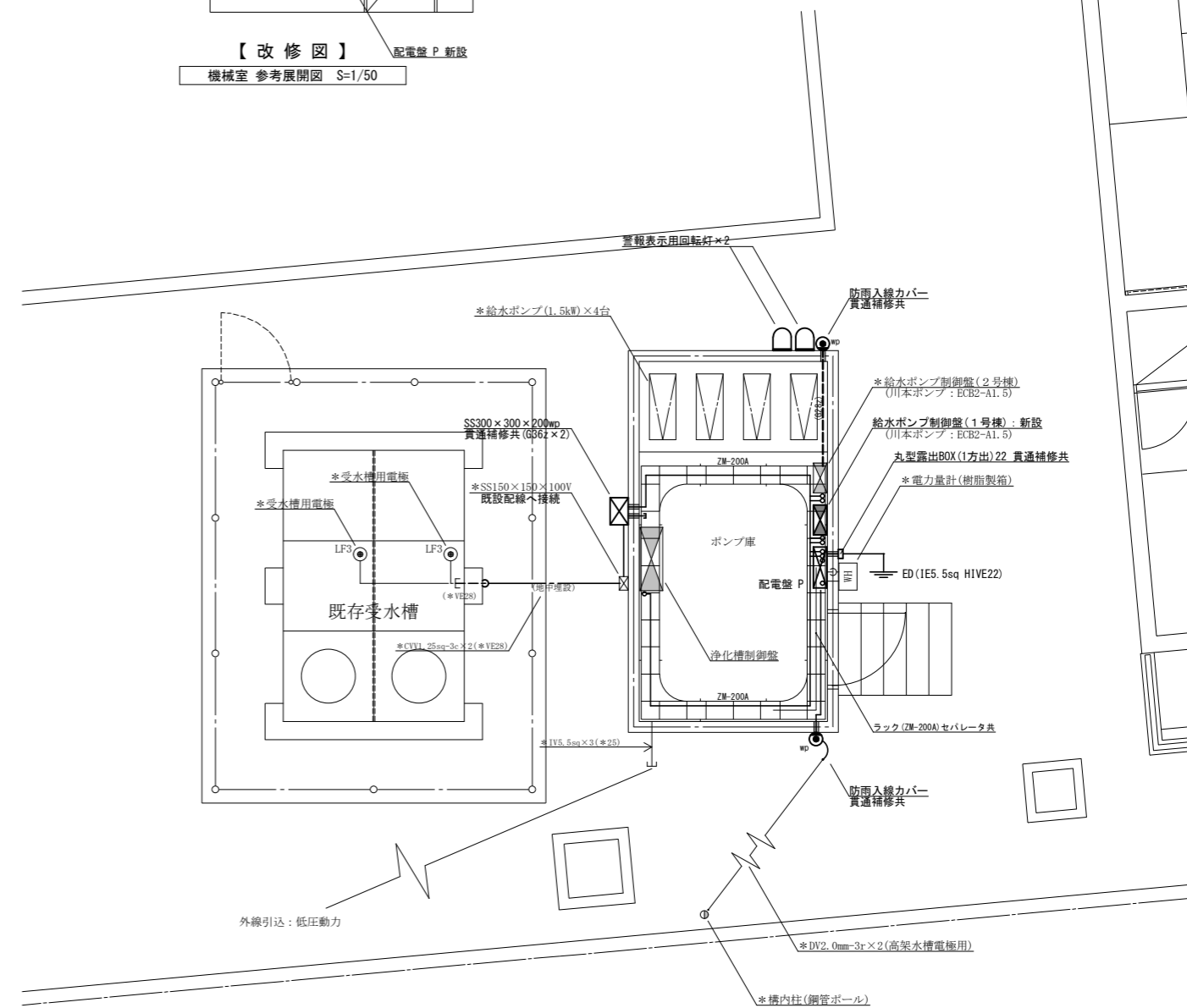
【改修図】

機械室 参考展開図 S=1/50



【現況撤去図】

機械室 平面詳細図 S=1/50



【改修図】

機械室 平面詳細図 S=1/50

改修前(撤去) → 改修後

※ 配管配線の詳細種別については、システム系統図を参照すること。

図中に示す電気設備の *印 は現況放置や既存品の流用等を示す。
図中に示す電気設備の ×印 は撤去工事を示す

徳島県土整備部 住宅課

●工事名
R2住宅 南二軒屋神成団地 徳・南二軒屋 屋外排水改修工事

●図面名
電気工事 ポンプ室平面詳細図

●図面番号
E-05

●縮尺
1/50

株式会社 ACE 設計

〒770-0044 徳島市庄町1丁目6番地2
Tel (088) 632-1103 (代) Fax (088) 632-1198